都　市　交　通　委　員　会　記　録

１．会議の日時　　令和８年９月14日（月）午前10時０分～午後０時53分
２．会議の場所　　第４委員会室
３．会議の議事　　下記のとおり
４．出席委員の氏名　下記のとおり

協議事項

（都市局）
１．予算第20号議案　令和８年度神戸市一般会計補正予算（関係分）
２．第 64 号 議 案　神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定に係る変更の件
３．第 65 号 議 案　ＪＲ三ノ宮新駅ビル南側 広場空間の整備に関する基本協定締結の件
４．第 66 号 議 案　税関線横断デッキの整備に関する基本協定に係る変更の件
５．陳 情 第 215 号　神戸市垂水区舞子駅前再開発事業に伴う立ち退き者の為の代替地における神戸市の契約義務の履行および是正に関する陳情
６．報　　告　令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
７．報　　告　工事請負契約の締結について（関係分）
８．報　　告　神戸市都市づくりのマスタープランについて
（建築住宅局）
１．第 67 号 議 案　（仮称）からと中央住宅４号棟建設工事請負契約締結の件
２．報　　告　令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分）
３．報　　告　市債権の放棄について（関係分）
（交通局）
１．報　　告　令和７年度神戸市自動車事業会計予算繰越しの報告について
２．報　　告　令和７年度神戸市高速鉄道事業会計予算繰越しの報告について
３．報　　告　市債権の放棄について（関係分）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長　　大　野　陽　平
副委員長　前　田　あきら
委　員　　原　　直　樹　　坂　口　有希子　　川　口　まさる　　なんの　ゆうこ
　　朝　倉　えつ子　　住本　かずのり　　川　内　清　尚　　平　井　真千子
　　堂　下　豊　史

議　　事

（午前10時０分開会）

○**委員長**（大野陽平）　それでは、ただいまから都市交通委員会を開会いたします。

本日は、９月11日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査及び報告の聴取のためお集まりいただいた次第であります。

まず、写真撮影についてお諮りをいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん及び躍動の会さんから本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　御異議がありませんので、許可することに決定をいたしました。

次に、陳情第215号について、取り下げたい旨の願い出がございました。委員会として、本陳情の取下げを承認することに決しまして、御異議はございませんか。

○**委員**（川口まさる）　陳情215号について、先週金曜日に陳情者の方から、取り下げたい旨の申出があったというふうに聞いてますけれども、取下げの理由は聞けてますでしょうか。

○**委員長**（大野陽平）　私が聞いている限りでは、御本人が口頭陳述に来られる予定であったというふうには聞いておるんですが、御本人が来られないということで、それであれば御本人が取り下げたいとおっしゃったと聞いております。

○**委員**（川口まさる）　ちょっと意見を申し上げます。陳情の内容は、既に文書で委員会資料にも掲載されており、口頭陳述はあくまで書面を補うためのものと認識しています。口頭陳述を理由にして土台の陳情そのものを取り下げるというのは、私は倒錯していると思います。

さて、請願・陳情取扱要綱には、「委員会に送付後の陳情については、当該委員会の許可を得て取り下げることができる」とあるので、陳情215号の取下げの許否については、本委員会の判断に委ねられます。しかし、まず陳情215号に対する神戸市の考え方は、既に都市局において文書が作成されています。私も経緯の説明を受けたり、建築基準法を調べたりしました。議員各位においても、表決に当たり、それぞれ調査し、検討したものと思います。会派内部における調整なんかもあったかもしれません。市会事務局においても陳情の受付から今日の委員会に至るまで対応してきています。

提出された陳情によって、行政側においても、議会側においても、多くの人々が時間と労力を費やし、既にコストは発生しています。また、そもそも陳情215号は、30年以上前の土地売買契約に関する事実関係や、既に適法に建築が完了している隣家の建築確認申請について調査することを市に求めるものでした。市として現実的に対応できない陳情であり、かつ、あくまで個人の納得感を追求した陳情であったと考えています。

私は、もし仮に、既に審査プロセスに乗った陳情がほかの市民にも影響が及ぶものであったなら、陳情者の都合だけで取下げを認めてはいけないと思います。他方で、個人的な問題にとどまる陳情であれば、陳情者の都合だけで取下げを認めてもよいだろうと思います。

その上で、私は、陳情215号について取下げを認めてもよいと思いました。

ただし、陳情が公的リソースを消費する以上、本来なら公共の問題か、多くの市民に共通する問題を取り扱うべきです。個人的な納得感の問題であれば、そもそも議会で審査する必要性が乏

しいと思います。個人的な問題も受け付けているのであれば、現状の陳情の運用方法は望ましくなく、また、短期間で調査し、判断することを強いる仕組みについても、無理があると思っています。本件に限らず、陳情一般について、議会としての対応の仕方をこの機会に改めて考え直したほうがよいのではないかと感じます。

それはさておき、陳情215号の取下げについては認めてもいいと思います。

○**委員長**（大野陽平）　御意見ありがとうございます。

もう１度お諮りをいたしますが、委員会として本陳情の取下げを承認することに決しまして御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　それでは、承認することに決定をいたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（都市局）

○**委員長**（大野陽平）　これより都市局関係の審査を行います。

それでは、議案４件及び報告事項３件について、一括して当局の説明を求めます。

○**松崎都市局長**　都市局の松崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長**（大野陽平）　着席されたままで結構です。

○**松崎都市局長**　それでは、予算議案１件、議案３件、報告事項３件につきまして御説明申し上げます。

初めに、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算につきまして御説明いたします。

なお、金額は万円単位にて御説明いたします。

３ページの資料１を御覧ください。

１歳入歳出補正予算一覧表でございます。

表の合計欄にございますように、歳入は１億1,609万円の増額、歳出は１億2,696万円の増額となっております。

４ページを御覧ください。

２歳入予算の説明でございます。

表の一番下、合計欄にございますように、１億1,609万円の増額となっております。

５ページを御覧ください。

３歳出予算の説明でございます。

第10款都市計画費につきまして、表の左から３列目、補正額の欄にございますように、１億2,696万円の増額となっております。

歳出の内訳といたしましては、交通政策費として、灘五郷・酒蔵エリアにおける自動運転の実証実験を予定しております。そのほか、再開発事業費として、垂水駅前東広場の整備を予定しております。

続きまして、第64号議案神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定に係る変更の件につきまして御説明申し上げます。

６ページの資料２－１を御覧ください。

１．事業概要でございますが、このたび、神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定を変更しようとするものでございます。

２．受託者は、神戸新交通株式会社でございます。

３．委託金額は28億5,949万円でございます。

４．業務場所から６．業務スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

７ページに位置図、８ページの資料２－２に議案を掲げておりますので御参照ください。

続きまして、第65号議案ＪＲ三ノ宮駅新駅ビル南側広場空間の整備に関する基本協定締結の件につきまして御説明申し上げます。

９ページの資料３－１を御覧ください。

１．事業概要でございますが、このたび、ＪＲ三ノ宮新駅ビル南側広場空間について、詳細設計及び工事並びに工事監理業務等の委託に係る基本協定を締結しようとするものでございます。

２．受託者は、独立行政法人都市再生機構西日本支社でございます。

３．委託金額は13億8,200万円でございます。

４．業務場所から６．業務スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

10ページに位置図、11ページの資料３－２に議案を掲げておりますので御参照ください。

続きまして、第66号議案税関線横断デッキの整備に関する基本協定に係る変更の件につきまして御説明を申し上げます。

12ページの資料４－１を御覧ください。

１．事業概要でございますが、このたび、税関線横断デッキの整備に関する基本協定を変更しようとするものでございます。

２．受託者は、独立行政法人都市再生機構西日本支社でございます。

３．委託金額は38億4,979万1,000円でございます。

４．業務場所から６．業務スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

13ページに位置図、14ページの資料４－２に議案を掲げておりますので御参照ください。

続きまして、報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。

30ページの資料６を御覧ください。

令和７年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書にでございます。

繰り越しいたしましたのは、翌年度繰越額の合計欄にございますとおり、58億3,381万円でございます。繰越しの内容といたしましては、下表の１行目、都心三宮再整備に関する事業などにおいて42億8,679万円、表の３行目、かりばプラザリニューアル事業などにおいて６億5,280万円を繰り越しております。

次に、31ページを御覧ください。

令和７年度神戸市市街地再開発事業費予算繰越明許費繰越計算書でございます。

繰り越しいたしましたのは、再開発ビル補修などに係る事業費として、翌年度繰越額の合計欄にございますとおり、１億5,713万円でございます。

次に、32ページを御覧ください。

令和７年度神戸市産業団地整備事業会計予算繰越計算書でございます。

繰り越しいたしましたのは、神戸複合産業団地南地区造成工事などに係る事業費として、翌年度繰越額の合計欄にございますとおり、27億7,500万円でございます。

なお、今回繰り越した事業につきましては、早期完了に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

続きまして、報告事項、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

33ページの資料７を御覧ください。

２億5,000万円以上５億円未満の工事請負契約のうち、令和８年４月１日から令和８年８月31日までの期間における都市局関係分は、鈴蘭台駅北地区土地区画整理工事（その４）の１件でございます。

続きまして、報告事項、神戸市都市づくりのマスタープランの策定につきまして御説明申し上げます。

34ページの資料８－１を御覧ください。

神戸市都市づくりのマスタープランは、神戸市総合基本計画の部門別計画として、都市づくりに関する基本的な方針を定めるもので、都市計画決定や地域のまちづくりなどの指針としての役割を担うものでございます。

本計画の策定に当たっては、市民意見募集を2025年12月22日から2026年２月27日にかけて実施し、24件の御意見をいただきました。また、展示型説明会を2026年の２月９日から25日にかけて開催いたしました。これらを踏まえ、計画原案を作成し、2026年８月20日の神戸市都市計画審議会において承認をいただきました。今後のスケジュールとしましては、2026年10月の策定を予定しております。

意見の概要と市の考え方につきましては、35ページから41ページの資料の８－２を、神戸市都市づくりマスタープランの内容につきましては、42ページ以降の資料８－３に掲載をしておりますので御参照ください。

以上、予算議案１件、議案３件、報告事項３件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（大野陽平）　当局の説明は終わりました。

これより順次質疑を行います。

それでは、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、都市局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　次に、第64号議案神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定に係る変更の件について御質疑はございませんか。

○**副委員長**（前田あきら）　よろしくお願いいたします。

本会議でも議論にもなりましたけれども、今回の新交通の三宮ホームの拡張について、委託契約が従前よりも7.6億円ほどの増加となっていますけれども、増加要因とか内訳、改めて御報告願えないでしょうか。

○**平岡都市局副局長**　神戸新交通の三宮駅のホーム拡張工事につきましては、駅利用者の安全性確保や快適性・利便性の向上を図る観点から、ホーム上の滞留空間の拡大やエスカレーター等の増設を行うものでございます。

今回の変更につきましては、工事契約後に発生した要因によりやむを得ず行うものでございまして、その要因の１つといたしましては、鋼橋桁の架設時に当たり、警察協議の結果、大型クレーンの設置箇所が変更になり、これにより近接するＪＲ線への影響が生じたため、施工時間のさらなる制限や保安要員等の追加が生じたものでございます。また、駅利用者のさらなる利便性向上を目指したエスカレーターの増設に当たりまして、当初、大型クレーンによる一括施工を予定

しておりましたが、隣接する駅周辺工事との調整により、大型クレーンによる架設が困難となり、別途クレーンを建物内に設けて分割施工することになりましたので、作業手間や作業期間の増加が生じたものでございます。

このようなＪＲとの近接協議により約2.7億円、エスカレーターの増設に伴うものにございまして約2.2億円、そのほか人件費や建設資材の高騰等による影響によりまして約2.7億円、合計約7.6億円の増額を行うものでございます。

○**副委員長**（前田あきら）　ありがとうございます。１つは、警察と協議をして、クレーンの設置場所を何か変えなければならないということが判明した。判明して、その場所は今度ＪＲへの影響が生じるということが出てきたということなんですけど、影響というのは何か具体的に、何か法令に触れるですとか、何かが生じるようになったんでしょうか。

○**平岡都市局副局長**　当初の想定では、いわゆる大型のクレーンを伸ばしまして、桁の架設をするというような計画でございました。当初の施工計画時では、その大型クレーンのブーム自身がＪＲ線の軌道に接触をしない範囲に大型クレーンの重機を設置しまして、作業を行うという予定ではございましたけども、警察との協議の結果、どうしても一部歩道上をクレーンで占用しながら整備をせざるを得ないという計画でしたので、それは作業自体は夜間に行うことを当初からも想定しておりましたけども、より安全性を確保するという観点から、歩道は占用せずに、少しＪＲ線に近い側でクレーンを設置して、施工するようにというような警察の指導もございまして、その結果、どうしても軌道の上空に大型クレーンのブームが及ぶということで、ＪＲとの協議によって、施工時間の短縮であったり、警備員といいますか、安全要員の追加みたいなものが必要になりまして増額になったというような経費でございます。

○**副委員長**（前田あきら）　当初の計画そのものが、道路とか歩道で工事する、これでいけるだろうと組んでたけど、警察にそこは駄目と言われたということなんですね。それで、今度はＪＲに近い場所に持っていったら、今度は道路に引っかからずに、今度はＪＲに引っかかるような絵を描いたら、ＪＲの側から、いやそれは困るということで、結局、工事時間帯の調整ですとかいうことで余分にお金かかったという理解でいいですか。

○**平岡都市局副局長**　もう少し厳密に申し上げますと、もともと道路上、それは車道と歩道の一部を占用する形で重機の設置を予定したと。その設置に当たりまして警察と協議をした結果、もともとの道路空間を占用して工事を行うということには変わりはないんですけども、歩道への影響を最小限に抑えなさいというような指導がございまして、結果、ＪＲとの近接協議が必要になるような状況になったということでございます。

○**副委員長**（前田あきら）　ＪＲと話をしたら――そもそもだから、建て直すというか――クレーンを建てる場所は、今度はＪＲの軌道に引っかかるような絵を描いたわけでしょう。描いてできないということになって、歩道が危ないか危なくないかというのは警察の判断で、多分、線路上上空とかいうのは国土交通省の所管になるのか、分からないんですけど、それは国土交通省のほうに何かそういうマニュアルがあるのか、ＪＲさんの意向なのかというのはどう判断したらいいんですか。

○**平岡都市局副局長**　今すぐに国土交通省の国による基準で何らかの制約があるかどうかというところまでは、すみません、私、承知はしてございませんけども、少なくともＪＲとの協議の中で、ＪＲからそういう指導があったという認識でございます。

○**副委員長**（前田あきら）　受けられるのが新交通さんなんで、そういうノウハウというのを熟達

しているような企業だと思ってたんですけれども、それでもそういう絵を描いて、結局、金額が上がって、工期、これ完成が延びちゃうんですよね、結局、そもそもの計画も含めていかがだったんかなというふうに思うのと、もう１つ、エスカレーター工事を近接する他の工事との調整でお金がかかるというんですが、近接する工事というのは何の工事になるんですか。

○**平岡都市局副局長**　ＪＲのビルの近くに、インフォメーションセンターという建屋がございます。これにつきましては、運用につきましては、神戸市のほうで運用してますけども、建物自身はＪＲの建物でございます。この建物につきましても、今、新駅ビルの建て替え工事が順次進められてますけども、その中でＪＲさんのほうで新しいインフォメーションセンターの再整備もやっていただけると、ＪＲさんの負担でやっていただけるというような調整になってございますので、その工事間調整の結果、エスカレーターの架設時の施工方法を少し見直さなければならなくなったというような状況でございます。

○**副委員長**（前田あきら）　これもＪＲの駅ビルの建て替えとの調整で、こちらのインフォメーションセンターの部分の工事をＪＲが持っていただけるのがどれだけの神戸市にとってメリットになるのか私分からないんですが、エスカレーターの工事で2.7億円プラスアルファして、工事費を増加させる根拠になるんですか。これも当初の計画と比べて何か突発的な事由だったんですか。

○**平岡都市局副局長**　当初から、ＪＲさんのほうでも駅舎の建て替え工事をしていただいていますので、当然ながら工事間調整が出てくるという想定で、我々のホーム拡張についても検討を進めてございました。先ほどと少し似通った部分もございますけども、エスカレーターの増設工事をするに当たっても、もともとは少し大型のクレーンを用いて、効率よく施工するというような計画ではございましたけども、どうしても現場条件上、インフォメーションセンターとの、かなり狭隘な工事エリアでの工事になりますので、工事調整が出てきまして、どうしても大型クレーンを一部、設置して、当然１日では終わりませんので、クレーンをその場所で待機させるというような事案も出てきますので、そういった調整から、なかなかそういった工法ではエスカレーターの架設が難しいということで変更を余儀なくさせられたというような状況でございました。

○**副委員長**（前田あきら）　ＪＲと隣で工事するというのははなから分かってる事案だと思うんですけれども、それにもかかわらず、結局、議会に提案した工事委託協定を増額せなあかんというようなことが生じるようなというのはいかがなものかなというふうには思います。ほかの議案もあるので、これについてはこの程度にとどめたいと思います。

○**委員長**（大野陽平）　それでは次に、第65号議案ＪＲ三ノ宮新駅ビル南側 広場空間の整備に関する基本協定締結の件について御質疑はございませんか。

○**副委員長**（前田あきら）　続けてよろしくお願いをいたします。

ＪＲ駅の新ビルの南側の広場空間の整備の議案だと思います。御説明では、広場空間の整備における詳細設計及び工事並びに工事監理業務一式という内容になっていますが、このそれぞれの業務の内訳を教えていただけますでしょうか。

○**畑田都市局都心再整備部長**　今回の基本協定ですけれども、ＵＲ都市機構へ総額13億8,200万で委託するものでございます。

本件は、当初の協定締結でございまして、今後、ＵＲ都市機構により、設計業務や工事等の入札行為が実施されることになります。入札後の変更であれば、個別の単価や金額、作業条件等を除いて、その内訳を公表することはできますけれども、本件は入札前でございますので、公表することは、公平性を阻害するおそれがあることから、内訳につきましてはこの場で回答は差し控

えたいと考えております。

議案で記載しております各項目の算出方法ですけれども、詳細設計については、見積りを基に本市にて精査の上、算出しております。工事につきましては、本市による予備設計を基に数量を積み上げた上で、現時点での単価により、本市の積算基準に基づいて算出しております。工事監理業務については、ＵＲ都市機構が行う積算や工事発注、工事監理等の業務に要する費用でありまして、想定される作業量につきまして、市とＵＲ都市機構の双方で協議し、ＵＲ都市機構の積算基準に基づいて算出したものになっておりまして、適切に算出していると考えております。

○**副委員長**（前田あきら）　すみません。この業務の中で工事費が何ぼかというのが言えない状況なんですか。

○**畑田都市局都心再整備部長**　先ほど説明させていただきましたとおり、今回はＵＲ都市機構によります工事の入札行為が今後行われることになります。入札前の事項でございますので、これは公平性を阻害するおそれがあるということで、ここでの公表は、回答は差し控えさせていただきます。

○**副委員長**（前田あきら）　分かりました。ということなので、私は数字はもう出さないようにはいたします。

ただ、それでこれから入札をするということにはなるんですけれども、今回は議会に初めて出る議案ですけども、スケジュールを見せていただきますと、工事そのものは令和10年２月からということで、完成は令和12年の９月という予定というふうにはなっているんですけれども、この65号にサンドイッチしています64号、66号ともに、実際に詳細設計した後、現場を見ていったら、実はこういう警察協議との関係でこれが無理が生じるんだとか、いざ土壌を点検してみたら、中にはこんな埋設物がありましたということで、工事費が跳ね上がってるわけなんですよね。この金額、今は金額すら提示していただけませんでしたけども、正しいと我々どうやって評価したらいいんですか。

○**畑田都市局都心再整備部長**　全体の事業費につきましては13億8,200万ということになりまして、先ほど来説明させていただいておりますとおり、各項目につきましては、本市の積算基準であったり、ＵＲ都市機構の積算の考え方、これに基づいて算定しているものでございます。これにつきましては、ＵＲ都市機構、神戸市ともに、双方、協議した上で算定しておりますものですので、この内容については適正であるというふうに判断しております。

なお、今回の13億8,200万のうち、大半につきましては工事費になってはおります。

○**副委員長**（前田あきら）　それは大体分かるんですけど、だから、その工事費が適切かどうかというのは、詳細設計した後の現場を調べたときに変わってくるわけでしょう。だから、実際やりましたと、後はこれはＵＲさんが工事を発注するので、今後いかなる事態が生じてもこの範囲内で収まると保証できるんですか。

○**畑田都市局都心再整備部長**　現場の工事につきましては、今回、神戸市が行いました予備設計の段階でも試掘などを行いまして、想定されるものは踏まえた上で設計しまして、積算をしておると、工事費の概算をはじいているという状況にはなっています。

ただ、このように近接しております町なかの工事で地下埋設物もなかなかたくさんのものが入っております。地下の軀体というものもございますので、現場がこれ以上必ず変更がないというようなところは現時点では申し上げることはできません。

ただ、ＵＲ都市機構と神戸市とが引き続き協議をしながら、適切な工事の方法を選んでやって

いきたいというふうに考えております。

○**副委員長**（前田あきら）　すみません、現場の技術職員さんがあらゆることを想定して、かつ、一番効率的かつ経済的な金額、妥当な金額をはじきさせる努力をしていただいてるというのは私も知っています。ただ、今答弁でおっしゃったように、実際近接する、まさにＪＲの、この駅前という状況から、あらゆることが想定されて、いざやってみたら、大事な軀体部分を触ったらあかんですとか、他の工事との調整になると、どんどん金額が変わっていくということが当然出てくるわけですから、となってくると、この三宮再開発そのものが、当初の想定を超えるような工事になるんだということが前提になるんですよ。実際、議会に出てきている議案がほとんど、もちろん物価高騰の影響もありますけど、どんどん変わってきてるという下で、それは、ごめんなさい、１個１個の議案の議論というよりは、三宮再開発の在り方なんかはもう検討していただきたいなということを意見としては申し述べたいと思います。

○**委員長**（大野陽平）　それでは、次に、第66号議案税関線横断デッキの整備に関する基本協定に係る変更の件について御質疑はございませんか。

○**副委員長**（前田あきら）　繰り返し申し訳ございません。同じ内容で申し訳ないんですけど、この委託金額が約9.5億増加したと思うんですけど、この要因及び内訳について教えていただけますでしょうか。

○**鈴木都市局都心三宮再整備課課長**　税関線横断デッキの9.5億円の増加要因内訳についての御質問でございました。

今回のこの協定変更の要因につきましては、発注後に現地に入る中で発生した要因により、やむを得ず行おうとするものでございます。

主な要因といたしまして、桁架設時に車両が通行可能な高さを確保するために、当初は路面の盤下げを行うことを予定しておりましたが、試掘調査を実施したところ、ＪＲの橋脚基礎の可能性のあるコンクリート構造物が見つかり、盤下げができなくなったことから、ベントを追加し、ジャッキアップする工法への変更が生じたことがございます。

このような施工方法の変更により約5.5億円、そのほか人件費や建設資材等の高騰によるものが約1.5億円、ＪＲ西日本との施工協議に伴う計測管理工等の追加によるものが約1.7億円、交通管理者等との施工協議に伴う迂回誘導の追加等によるものが約0.5億円、合計約9.5億円の増額となったものでございます。

○**副委員長**（前田あきら）　ありがとうございます。

試掘調査をすればＪＲの基礎部分が出てきたというふうに聞いてるんですけど、事前に図面に基づいて、ここにこんなもんがあるないというのはＪＲとお話合いできないものなんですかね。

○**鈴木都市局都心三宮再整備課課長**　今回、このコンクリート構造物でございますけれども、事前に図面になかったものでございまして、それを実際、現地で試掘してみたところ出てきたものというものになってございまして、事前に把握するというのは難しかったというふうに考えてございます。

○**副委員長**（前田あきら）　それはもちろん神戸市が把握してなかったのは分かるけど、ＪＲは把握してたんじゃないんですか。

○**鈴木都市局都心三宮再整備課課長**　ＪＲも把握していなかったというものになります。

○**副委員長**（前田あきら）　図面にもなくてＪＲにも分からないものがこの駅前にはいろいろあるわけということですよね。掘ってみて、今見つかったのは支柱には間違いないんですかね。

○**鈴木都市局都心三宮再整備課課長**　支柱であるかどうかというところまでの確認はできておりませんけれども、その可能性があるものということで、ＪＲの鉄道の高架に近接するものでございますので、鉄道の運行の安全性の観点もあって、これ以上は触らないという形で協議をしたものでございます。

○**副委員長**（前田あきら）　何となく分からないものが出てきたけど、これは支柱かもしれないので、ＪＲさんが触らないでほしいという要望もあるから5.5億積むという話ですか。

○**津島都市局都心再整備本部局長**　先ほどからの御指摘にあるとおり、三宮の駅周辺の工事というのは、ＪＲに非常に近接している工事となってございます。この現場の場合も、当初図面にはなかったものが現場で出てきて、ＪＲとの近接協議の中では、ＪＲのほうはやはり軌道敷の安全性、これを最優先されますので、それを犯すようなことというのはもうやってはならないというようなことが協議の結果でございます。そういったことから、今回、本当は盤下げで効率よくやりたかったのですが、それが一切できないということになってしまいましたので、ジャッキアップによる工法に変更させていただいたというものでございます。

○**副委員長**（前田あきら）　もちろん三宮を再開発することによって、鉄道を利用されている安全性が阻害されるようになるのは、本末転倒やというのはもちろん当たり前なので、そういう選択肢も含めて想定される工事がこの後ずっと続くわけですよ。この地域で。

　ＪＲの近接工事もあるし、ＪＲの根幹に関わるような軀体部分の近くを工事するという状況の割には、あまりにもＪＲとの協議が、何だろうな、後回しになっているのか、言いなりになっているのか、私分かりませんけど、そういうのが多いんですよ。ほかにも聞いてるのは、一度ＪＲがそこを、元交番のところを工事して、埋め直すという工事はＪＲがやると。ただし、今度、その上の土地をちょっとお借りして工事するときには、そこに建設物を建てようとすると、地盤がそれでは、仮埋立てでは弱いから、こちらが埋立て部分を地盤強化して、その上にまた工事するいうことで、それも工費が跳ね上がったと聞いたんですけど、そんなことも含めて、普通、ＪＲと隣で工事やってるんだから、もっと密接に協議できないもんなんですかね。

○**津島都市局都心再整備本部局長**　今御指摘のありましたものにつきましては、昔、大階段のあった部分のところでございまして、デッキの工事と、それからＪＲの新駅ビルの工事が、両方この工区内に入ってくる場所でございます。ＪＲの駅ビルの関係で、先に地下の大階段を撤去して、ＪＲさんのほうでまず埋め戻しをしていただいて、その後、デッキ工事のくい打ちのために必要なので、その後に入った現場にこちらのほうが入ったというものでございます。

　ＪＲさんが埋め戻したときには、こちらもまだ設計段階で、その地盤の状況というのが分からない状況のままでございましたけれども、いざ大型くい打ちを入れようとしたときに地盤耐力が足りないので、その補強を行うというものでございました。なので、設計段階ではこれは分からない事象が、設計後、現場に入る段階で分かったという事案でございまして、これはデッキのために必要なものでございますので、神戸市で負担する必要があるというふうに考えてございます。

　このように、ＪＲさんとは非常に近接している工事ですので、当初の設計段階は、我々想定できるものは全て入れた上でやってございますけど、やはり実際の施工協議をする中では、ＪＲさんからこういうことをやってほしいということは言われるものでございます。それについてはしっかりと協議をした上で、もうやむを得ず必要だという場合には、設計変更で対応させていただいているというものでございます。

○**副委員長**（前田あきら）　もちろん安全性が担保できない工事はしていただいたら困るんですけ

れども、同時に、具体的に協議する過程でどんどん金額が積まれていくということになるんであれば、議会の議論としても、この金額が適切なのかどうかも含めて、これでほんまに上限なのかということも含めて、なかなか納得できる議論にはちょっとならないなというふうに思うので、その辺はちょっと問題があるんではないかという意見を付したいと思います。

以上です。

○**委員長**（大野陽平）　それでは、次に、報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、都市局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　では、次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、都市局関係分について御質疑はございませんか。

○**委員**（朝倉えつ子）　今回の工事請負契約の件、鈴蘭台駅北地区の土地区画整理事業に関わる工事ということで、そもそも区画整理事業、総事業費が約79億円と言われているんですけれども、2029年度末の予定で施工期間が示されていますけど、今回のこの工事は、もともとのこの事業費79億円の中に含まれる計画にあったものなのか、工事価格も追加ということになっているのか、その点をお聞かせください。

○**露口都市局部長**　区画整理の事業費の中に入っているかどうかということなんですけれども、今回の工事費については区画整理の事業費の中に入っております。

○**委員**（朝倉えつ子）　ということは、土地区画整理事業というのは、土地の所有者なども共同で土地の形を成形していくというまちづくりになるんですけど、今回も道路建設と公園の整備が含まれていますけども、一般的な用地買収という、土地を地権者から買い取るという仕組みではなくて、土地を持つ住民の皆さんにとっては、減歩、土地削られて、移転を迫られるわけですけども、そこにもこの事業費が加わってくるという考え方でよろしいんですか。

○**露口都市局部長**　そういった基盤整備とか公共施設の整備についても、この事業費の中に入っております。

○**委員**（朝倉えつ子）　そうすると、今回、全体の事業の中では減歩率が平均10％というふうに示されているんですけど、10％も土地を削られたら家が建てられないような土地をお持ち、仮にですよ、そういう方にとっては、減歩ではなくて、逆に換算金とか支給されるということが起こるんですけれども、今回、事業費が増えたら、この減歩率なんかに影響がするんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、所有者の負担が増えるというようなことがないんでしょうか。

○**露口都市局部長**　そういったことで権利者の負担が増えるということはございません。

○**委員**（朝倉えつ子）　そうすると、その事業費の負担というのは神戸市が負担するということなんですか。

○**露口都市局部長**　この全体事業費の中で負担していくもので、この工事費とかは、神戸市なり国の補助金とかも含めてやっていくということになっております。

○**委員**（朝倉えつ子）　国の補助ももちろん何分の１かあると、神戸市も事業費負担すると、だけど、その全体の土地区画整理事業というのは全体の中で考えていくということを考えれば、減歩率だとか、住民の皆さん、土地の所有者の皆さんにも影響はあるということではないんですか。

○**露口都市局部長**　この減歩といいますのは、公共施設の用地を生み出すために減歩というものをいただいておりまして、その生み出した土地を基にいろいろ整備をやっていくんですけども、その整備費については、別途、先ほど言いましたように、市なり国なりの公共施設整備に使うお金

で整備していこうというものなので、それが即、地権者の方の負担になるということはございません。

○**委員**（朝倉えつ子）　今回の工事費が、事業費が今回の分増えても、それは地権者の皆さんには影響はないということでいいですね。

今回、区画整理事業の地域の皆さんのお声を聞くと、換地先とか移る先が決まっている方でも、例えば、ほかへ行きたいと言っても、それはお金は出ませんと言われて、全体で考えていかないといけないので、先ほども減歩率だとか、換算金とか。それはもう最後の最後に、ずっと先になってくるということで、何かいろいろこちらが聞きたいことを聞いても、全部それは後です後ですと言われて、本当に何かどうしようもないというような感じをお持ちの方から声を聞いているんです。特に高齢の方なんかは、どうしても移転が迫られて、到底引っ越しもできないというような、考えられないという声を聞いてるんですけれども、局としてはどういう対応をされているんでしょうか。

○**露口都市局部長**　地権者の方は個別の事情いろいろあろうかと思いますので、我々としては、個別に権利者の方のまず意向、あと希望とかを丁寧にお聞きさせていただいて、移転できる時期とか、あといろいろ費用についても、いろいろ個別に御相談を受けて、それに対してどうしていけばいいかということをいろいろ協議させていただいております。

○**委員**（朝倉えつ子）　丁寧にしていると言われてるんですけど、なかなか相談窓口の開設の回数も減ったりとか、なかなか皆さん、住民の皆さん、地権者の皆さんにとっては、聞きたいことも分からない部分もあって言えない、うまく、聞けないというのもあるので、本当に丁寧にしていただきたいんですけど、そもそも今回の事業計画では、計画人口600人というふうに見込まれているんですが、以前の資料では、現状300人ほどなんですけど、それを600人と倍にしたいということなんですけど、これも以前聞いたときには、地権者、建物所有者の皆さん、114名ぐらいいるということで、今の段階でもう既に23件がほかへ移っているというふうに聞いています。区画整理が終わった段階では固定資産税も上がったりとかして、先ほど事業費は市の負担と言ったけど、それもやっぱり神戸市市民の税金ということになるんだと思いますし、区画整理後は固定資産税が引き上がると。市としては税収が増えるかもしれないですけど、住民の皆さん方にとっては負担が増えるということにもなります。長年暮らしてきた方が、住まいを移転しなければいけないということになって、負担を強いるような事業が、本当に今まちづくりとはなじまないのかなということを指摘をしておきたいと思います。

○**委員長**（大野陽平）　それでは、次に、報告事項、神戸市都市づくりのマスタープランについて御質疑はございませんか。

○**副委員長**（前田あきら）　すみません。都計審のほうでもいろいろお聞かせいただいたんですけど、そこでも各委員の皆さんからいろいろ御意見があったかと思います。今回の新しいマスタープラン、これから策定されるプランなんですけれども、総合交通計画など、いわゆる関連する多くの部門別計画を統合して策定するというふうな御説明だと思います。審議会の中ででも、地域交通の問題の記述が少ないけどどうするんだとか、運転士不足ということについては、資料のほうには一言書いてあるんだけど、施策としてどう考えるんだということも考えていかなければならないよねという御意見ですとか、交通問題が一番質問としては関心が高かったけど、そこへの言及が少ないのではないかという御意見があったかと思います。

また、今回のマスタープランの中には、いわゆるバリアフリーそのものが大きくちょっと位置

づけられてないことについても、別の会派からも御意見がございましたし、多文化共生の位置づけも弱いんではないかというふうなことなど、一定複数の委員からそれぞれ御意見が出たと思うんですけども、そういったような、今回、統合したけれども、これまで部門別計画に書いてあったものが大分割愛されている部分があると。都市空間向上計画はほとんど包含されてるんですけど、ほかの部分がかなり割愛されていると思うんですが、その辺はどのようにして市の事業として担保していくおつもりでしょうか。

○**白井都市局副局長**　都市づくりのマスタープランに関する御質問でございます。

まず、統合した背景でございますけれども、このたびの都市づくりのマスタープランについては、社会経済情勢の変化が激しい時代においても柔軟に対応できるようにということで、ビジョン編につきましては、神戸市の総合基本計画と同様に、従来のような詳細な計画ではなくて、10年後の神戸のありたい姿の実現に向けた都市づくりの基本的な考え方や方針を示すものとしてございます。そのような考え方の下で、総合交通計画ですとか、都市空間向上計画などを統合した計画としてございます。

御指摘の交通などの具体的な取組につきましては、アクション編に位置づけるほか、ほかの部門別計画や実施計画に基づきまして、それぞれの事務事業の中で引き続きしっかりと進めていきたいと考えてございます。例えば、今お話がありました地域公共交通に関する方針ですとか取組につきましては、神戸市総合交通計画の基本方針を踏まえまして、2017年、平成29年に神戸市地域公共交通網形成計画、現在は神戸市地域公共交通計画と名称が変わっておりますけれども、この計画の中でもしっかり位置づけてございまして、公共交通を中心としたコンパクトなまちづくりの積極的な推進、それから、公共交通の維持充実等を掲げてございます。

都市づくりのマスタープランと併せまして、こういった計画に基づく取組をしっかり進めまして、地域の主たる移動手段の確保やバスの利用の促進など、着実に施策を推進してまいりたいと考えてございます。

○**副委員長**（前田あきら）　交通については、地域公共交通計画を―― 2026年３月だったかな――策定しているので、そこで神戸市のビジョンが示されているだろうと都市局が言うので、ただそこになってくると、今まで総合交通計画が定めていたような、地域をちょっと包括したような計画とは押し出しが弱いのかなというのは、私自身としては持ってるんですけど、ただ、これまで総合交通計画の持っていた地域の暮らしを支える公共環境の形成ですとか、今回もう計画から外されて包含されたんですけど、スマート都市づくり計画なんかでも、いわゆる環境負荷との関係で交通問題が指摘されていて、環境負荷の少ない移動手段であるバス利用を促進していくというような大きな理念、今回、新マスタープランには、文言には盛り込まれてないんですけど、こういった考え方は、引き続き都市局としても取り組んでいただけるということは確認してよろしいでしょうか。

○**白井都市局副局長**　地域公共交通計画の中におきましても、それぞれの地域の特性に応じた交通環境の在り方ですとか、今おっしゃっていただいたような、バス、あるいは鉄道の利用促進に向けた取組等も位置づけてございますので、こういった内容に基づきまして、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○**副委員長**（前田あきら）　あとバリアフリーの問題ですとか、多文化共生についても、いろんな他の部局のほうもバリアフリー基本構想とかもあるんですけれども、都市づくりの根幹に係る計画からそういう部分がやっぱりちょっと後退してしまうと、市民から見てのアクションというの

が極めて弱いという御指摘もあるので、そこについては、本来でしたら、今回、都市計画審議会で御確認いただいてるから――文言一つも触らないという、今回なってしまってるんですけど、環境保全審議会などでは、審議会で意見を聞いた後、議会でも意見を踏まえて一定内容も取り入れられたという経過もあるので、本来ちょっとそこはできたら審議会なんかで出た意見の中で何か補足するですとか、何かの考え方というのはぜひ検討していただきたいというふうに、これはちょっと要望にしたいというふうに思います。

続けて、新マスタープランについての都心の考え方、都計審のほうでも少し御議論させていただいたんですけども、これまで、住吉・御影から板宿・新長田までを都心域という考え方で、住む・働く・学ぶ・楽しむというような多機能の連携の相乗効果で魅力を高めるのが都心なんだという位置づけだったんですね、これまでのマスタープラン。ところが今回のマスタープランでいうと、もう都心は三宮の縦軸になってしまっていて、いわゆる多機能連携の効果というのが今回位置づけられてないんですけど、ちょっと気になっているのは、六甲道駅周辺というのは、地区計画の開発計画でも、東部副都心という表現をされていて、六甲道ですね。新長田駅周辺エリアも西部副都心として整備をされていると。それ以外にも、西神中央駅が西神都心ですとか、ＨＡＴを東部新都心とも表現してるんですけども、この副都心という位置づけというか、考え方というのは、前のマスタープランからなくなっていたという都計審の御答弁だったんですけど、あれは副都心ではなくなるというか、位置づけではなくなるという考え方なんでしょうか。

○**白井都市局副局長**　副都心の考え方でございますけども、副都心につきましては、1995年に策定いたしました第４次神戸市基本計画のところまで副都心という位置づけがございましたけども、2011年、平成23年に策定いたしました第５次神戸市基本計画において、その名称がなくなっていると。その背景といたしましては、都心・副都心ということに限らず、六甲山系南側の既成市街地及びポートアイランドとかウォーターフロントエリアを様々な都市機能の相乗効果によって、都市の魅力を世界に発信する都心域ということで一体的に位置づけた段階で、副都心という名称が市のマスタープランの中からはなくなっているという経緯でございます。

○**副委員長**（前田あきら）　計画そのものも今回すとんと落とされたわけでしょう。今まで副都心と言ってたけど、これは都心域なんだという話で今度外してしまうと、基本的に新長田というの副都心ではないという考え方でいいですか。

○**白井都市局副局長**　都市計画のマスタープランの中では、そもそも副都心という言葉を使ったことはなくて、現行の都市計画のマスタープランの中では、都心域という言葉と、その都心域の中にある駅周辺について都心拠点というような位置づけをしてございました。新長田についても、都市拠点というような位置づけをしてございました。

今回の市のマスタープランの中では、都心域という言葉もなくなってございまして、それを今回の都市づくりのマスタープランの中では、都心を、今おっしゃっていただいた三宮、神戸空港、それから、その間のポートアイランドに位置づけたところ、都心以外の拠点について、今までの都心拠点という名称から、地域の拠点、地域拠点というように名称を変更してございます。

ただ、都心拠点も地域拠点につきましても、商業・業務機能とか文化交流機能、住機能などの充実を図るというような大きな方向性は変わってございませんので、引き続き、新長田・六甲道についても多様な都市機能の充実を進めていきたいと考えてございます。

○**副委員長**（前田あきら）　副都心が都心拠点になって、今回、地域拠点にどんどんなっていった。もちろん拠点なんで整備をしていくというんですけれども、そもそもここの副都心という位置づ

けが、震災後、特に新長田で言えば、再開発事業でどういう規模感の再開発をするかというときに、副都心という言葉が議論として使われてきたわけでしょう。当時の議論からも、住民や商店主の意向が震災のいろんな議論の中で十分聞けていたのか、拙速ではないかということが議論がある中で都市計画決定もされて、西の副都心ということでぐっとやったけれども、本当に身の丈に合っていたのかということも総括・検証の中で議論の対象になっているということなんですよね。それを地域拠点なんだということになったら、何のために副都心なんていう言葉をつけてあの工事がされたんですかということを住民との関係で説明つかなくなってくると思うんですよね。

今度は新しいプランでは、あれが課題だったのか、ほんまに副都心というような位置づけが正しかったんかという検証も抜きに、今度の都心は三宮オンリーなんだと、神戸空港とセットなんだと、ただ、これからは三宮再開発については、何ぼ物価が高騰しようが、ＪＲと交渉して、どんどん工期が跳ね上がってでも工事をやるんですというような議論をされていくというやり方が――この後、知りませんよ、三宮も都心から外れるんですと、地域拠点になるんですなんて議論をされたときに、今度のマスタープランの何年後の改定かのときに。本当に反省してるんですかということを問われると思うんですよね。だから、外してきたんですとおっしゃるんだったら、なぜそういうふうに外したのかとか、これまでの拠点の位置づけが変わるとどうなるんだということも、住民の皆さんに説明して、過去の事業との関係で、こういう位置づけをして、こういう工事をして、これだけの費用がかさんだけど、これがどういう役割を果たしたかということを、議論と反省を抜きにどんどん一極集中化していくというやり方については、私はちょっと疑問を感じざるを得ないというふうに思います。意見として、要望としてとどめたいと思います。

○**委員長**（大野陽平）　それでは、次に、この際、都市局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　他に御質疑がなければ、都市局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもお疲れさまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次の建築住宅局が入室するまでの間、暫時休憩をいたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前10時55分休憩）

（午前11時１分再開）

（建築住宅局）

○**委員長**（大野陽平）　ただいまから都市交通委員会を再開いたします。

これより建築住宅局関係の審査を行います。

それでは、議案１件、報告事項２件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**増田建築住宅局長**　おはようございます。建築住宅局です。よろしくお願いします

○**委員長**（大野陽平）　着座のままで結構です。

○**増田建築住宅局長**　ありがとうございます。

それでは、議案１件、報告事項２件について御説明します。

お手元の委員会資料１ページを御覧ください。

１．第67号議案（仮称）からと中央住宅４号棟建設工事請負契約締結の件です。

（1）工事内容は、第２次市営住宅マネジメント計画に基づき、老朽化した市営住宅を建て替えることにより、良好な市営住宅ストックの形成及び地域の住環境の向上を図るものです。

（2）工事場所は、神戸市北区唐櫃台３丁目。

（3）完成期限は、令和10年３月31日。

（4）請負金額は、８億2,335万円。

（5）請負人は、株式会社山田工務店です。

２ページに付近見取図、３ページに配置図、４ページに完成予想図、５ページに入札結果、６ページに議案をそれぞれ掲載しておりますので御参照ください。

７ページを御覧ください。

２．報告、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告について関係分です。

なお、報告に際しては、金額は1,000円以下を切り捨て、万円単位で御説明します。

（1）一般会計予算繰越明許費繰越計算書です。

繰越ししましたのは、翌年度繰越額の合計欄にありますとおり、8,503万円です。繰越しの内容は、内容欄にありますとおり、営繕事業では、改修工事の設計、建築指導事業では、老朽空家等の解体促進、空き家活用支援事業では、建築家との協働による空き家活用促進補助です。

（2）市営住宅事業費予算繰越明許費繰越計算書です。

繰越ししましたのは、翌年度繰越額の合計欄にありますとおり、59億6,933万円です。繰越しの内容は、内容欄にありますとおり、市営住宅建設事業では、建設工事等、市営住宅管理事業では、エレベーター改修等です。

８ページを御覧ください。

３．報告、市債権の放棄について（関係分）です。

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行ったもので、令和７年４月から令和８年３月までの実施分です。

一般会計は、応急的危険回避措置費用について、合計１件18万円を、市営住宅事業費は、市営住宅使用料、市営住宅使用料延滞金、市営住宅共益費について、合計278件446万円を放棄するものです。引き続き、適正な債権管理に努めてまいります。

以上、議案１件、報告事項２件を御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○**委員長**（大野陽平）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、第67号議案（仮称）からと中央住宅４号棟建設工事請負契約締結の件について御質疑はございませんか。

○**委員**（堂下豊史）　唐櫃中央住宅４号棟の建設工事について伺います。

この４号棟は、からと住宅29号棟から36号棟の建て替えとして整備する34戸です。９月５日に唐櫃で開かれた地元説明会に私も出席をさせていただきました。当局からも参加をいただき、住民の方に御説明をいただいたわけですけども、質疑の中で、唐櫃第二住宅にお住まいの方から、からと中央住宅４号棟に移れるのかも含めて、唐櫃第二住宅の状況が分からない。確定していなくてよいので、今はこういう状態だという現状を示してほしいという声を伺いました。その後、

担当課の方が、説明会の２日後に自治会長に連絡をしていただき、翌日には、実際に会って、訪問して話を聞いていただいたというふうに聞いております。こうした声をどう受け止め、今後、第２住宅の方に何をお伝えしていくのか、御見解を伺いたいと思います。

○**田中建築住宅局部長**　委員御指摘の唐櫃第二住宅のマネジメントの進捗に関しましてですが、まず、マネジメントの進め方につきましては、着手時期をおおむね１年から５年、そして、後半については、令和８年度、そして、９・10年度、11・12年度と各年度に分かれて着手予定時期をお示しして、入居者の方にお知らせをしております。この唐櫃第二住宅におきましては、令和９から10年度に着手するグループとして位置づけております。こういったマネジメントの対象住宅で事業着手前の住宅の入居者様には、おおむね１年に１回ぐらい、その進捗状況をお伝えして、御意見、御質問等についてお答えをしているという取組を進めております。

唐櫃第二住宅については、直近では今年の３月に住宅自治会に進捗状況を説明し、先日、さらにその一部入居者から進捗の説明の御要望をいただいたところでございます。その場では個別にその方に進捗説明はさせていただきましたけれども、この件に関して、他の入居者も不安に思っているというお声をいただきましたので、住宅自治会と相談して、改めて、まずは自治会役員の方々に対する説明を10月に設ける予定としております。その中で、３次マネジメント全体の進捗状況及び一般的な進め方を御説明差し上げた上で、役員からの御質問に答える形を取りたいと思っていますが、一方で、からと中央４号棟の建設スケジュールが現在出てきましたので、その状況も踏まえて――これが令和９年度末竣工を予定しております。なので、その時期までには、唐櫃第二住宅の事業説明、着手を行う予定ですということまではお伝えして、少しでも入居者の皆様の不安解消に努めたいと考えております。

以上でございます。

○**委員**（堂下豊史）　ありがとうございます。私が感じたことは、なかなか当局からはしっかり確定でないものをなかなか積極的に地元に入って説明するというのが、積極的に行わないケースもあるかと思うんですけども、そんな中で、この住宅に限りませんけども、やはり自治会長さんは単年度で代わっていくケースも多いですし、その中で前任の自治会長さんが、この住宅に限らずですけども、一般論として申し上げますけども、当局から伺っていた情報が、次の自治会長さんに、さらには、その市営住宅全体の皆様に情報としてしっかり伝わってるかどうかは、やはりなかなか十分そうでないケースもほかの住宅でもあったように思われますので、なので、そういうことを踏まえた上で、今回、本当に迅速に住民の方の声に応えていただいたことは大いに評価するものの、今後も事業の進捗に合わせて、また、自治会の皆さんのお声もしっかり聞いていただきながら、丁寧な、より丁寧な説明に努めていただきたいと思いますので、要望として申し上げます。どうぞ引き続きよろしくお願いします。

○**委員**（朝倉えつ子）　私からも質問したいんですけども、今、堂下委員からもあったように、関連の施設で、第２住宅の方たちが自分たちどうなるんだろうということで不安の声をお聞きをしています。計画提案そのものが来年になる、当初は再来年になるかもというふうに言われて、すごく不安だと。今のお答えでは、４号棟の状況も含めて、令和９年度末ということになりますかね、出来上がるのが10年の3月末なので――には状況をお示しできるかもというふうにおっしゃったと思うんですが、ただ、第２住宅の方たちが、今回できる４号棟だけでは、例えば、仮に移転を迫られたとすると、全員が入れるわけではないということになると思いますし、今のその高層部分の空きもちょっと私お聞きしましたけど、それも含めてでもなかなか全員の皆さんが移れ

るかというと移れないと。建て替えになるのか、本当に移転を迫られるのか分からない状況というのはかなり御不安な状況だと思うんですけれど、職員の方も、計画が決まったらすぐに出ていってくださいということにならないよというような説明もされてたんですけど、そういう問題ではなくて、唐櫃第二住宅については、耐震については問題ないというふうに私も以前聞いてるんですけれども、例えば、エレベーターをつけて残す、今おられる方がやっぱり住み続けられるようにというふうに本来はすべきではないかと思うんですけど、その点はいかがなんですか。

○**田中建築住宅局部長**　唐櫃第二住宅につきましては、７棟170戸の住宅でございます。７棟ございますので、各住棟につきまして、エレベーターがつくかつかないかの概略の検討はしております。ただ、各住宅でつくつかないを、事業手法決定の前に可能性だけお伝えするということにつきましては、かえってうわさとか誤解を招いたり、結果として余計な混乱、さらなる不安が生じる可能性があるということから、検討結果を含め事業手法の可能性について事前に入居者にお知らせするということは控えさせていただいております。

以上です。

○**委員**（朝倉えつ子）　できるかできないかというか、その可能性をお示しするだけではとおっしゃるけど、皆さんの希望をまず聞くということが大前提ではないんですか。入居者の皆さんの希望。

○**田中建築住宅局部長**　３次マネジメント計画全体の方針として、周辺に良好な市営住宅、バリアフリーのエレベーター住宅がある場合については原則廃止。なかなかそれが集まらない場合は、一部エレベーターを設置して集約するということにつきましては、様々な要素を神戸市のほうで検討した結果、神戸市で責任を持って決めさせていただきたいと思います。

入居者の御希望を聞いた場合でも、最終的に決定した事業手法が、ある入居者の方の御希望に沿うけれども、ある入居者には沿わないということになりますので、結果として入居者の間での不満感というのは出てしまいますので、事業手法については、神戸市として責任を持って決めたいというふうに考えております。

○**委員**（朝倉えつ子）　今度できる４号棟の空き戸数と、今の高層のエレベーターがついているところの空きも含めて見ても、今の第２住宅の方たちが確実に移れるというふうに、私はそういうふうには聞いていないのですけど、戸数の関係で言えば。

本来はやっぱり入居者の皆さんに住み続けられるように、住宅局としてはしっかり考えるというのが基本ではないんですか。

○**田中建築住宅局部長**　もちろん我々といたしましても、入居者様１人１人の御希望に沿った形で事業を進めていきたいというのは、そういう気持ちはありますけれども、入居者の皆様たくさんいらっしゃいますので、ある入居者様にとっての希望はある入居者にとって希望じゃないということは必ず生じます。そういったことから、まずは神戸市のほうで３次マネジメントの再編計画の方針に沿って事業手法を決め、それを丁寧に入居者に説明することで御理解いただいて、事業を御協力いただくように進めていきたいと考えております。

○**委員**（朝倉えつ子）　だから、エレベーターがついてないところは廃止と。削減することありきの３次マネがあるから、そういうふうに言わざるを得ないんだと私は思います。

今、堂下委員からもあったけど、唐櫃の説明会でも、からとの未来を考える会の皆さん、今、都市局と建築住宅局も含めて連携して、まちづくりをどうしていくかということを住民の皆さんと一緒に考えている、協議されているということですけど、その中で、神戸市から示している資

料で、跡地活用についても、子育て世代応援ゾーンとして、子育て世代を呼び込むための住宅を供給するというイメージが出されています。市営住宅を削減することに絶対私たち賛成をしているわけではないですけれども、この跡地も、民間売却ではなくて、局として、子育て世代の応援するゾーンだというふうに位置づけているわけですから、子育て世代向けの市営住宅とか建てるという施策をしっかり持っていくべきだというふうに思います。第２住宅の皆さんが不安になるのは、削減ありきの３次マネがあるからだと思うので、きちんと住宅は確保しますよと。皆さん住み続けられるように頑張りますよということをきちんと局として示せばいいんじゃないでしょうか。

○**田中建築住宅局部長**　委員御指摘いただいた、仮に廃止となった場合につきましても、住み替え先につきましては、神戸市内の市営住宅の空き家の中から希望に沿った住宅をあっせんさせていただくという取組を進めておりまして、おっしゃる御指摘いただいた確保という形については、神戸市としても対応しているというふうに考えております。

○**委員**（朝倉えつ子）　住民の皆さんからは、アンケートでも、子育て、子供の教育環境のいいところというのは、保育園・幼稚園・小学校・中学校、今までだったらここまであるということがいいところだと答えていらっしゃいます。逆に、10年後こうなってほしくないというのは、学校や保育園がなくなること、若い人が来なくて、学校が合併されて、通学時間が長くなることという声も上がっています。北高校もなくなると、今後、幼稚園もなくしていくと、保育園も民間委託するというような、どんどん公的施設をなくす中で、市営住宅そのものを減らしていく中で、人がどんどん減っていく中で、地域が寂れていくことに住民の皆さんが本当に不安に思っていると、皆さんの願いから本当にどんどんかけ離れていくようになってしまうんじゃないかというふうに。今本当に都市局とも連携していろいろ協議をされているわけですから、建築住宅局としても本当に若い皆さんを呼び込む施策として、本当に若い皆さんが移れるような、入れるような市営住宅を、そして、今住んでいる方が本当に安心して住み続けられるようにと頑張るのは、皆さんの不安を受け止めて頑張るというのは、当局の仕事だというふうに私は思います。跡地もやっぱり民間売却任せではなくて、市の責任で進めるということを求め、そして、今の第２住宅も含めて、今、市営住宅に住まわれてる方がみんな住み続けられるという施策を強く要望しておきます。

○**委員長**（大野陽平）　次に、報告事項、令和７年度神戸市各会計予算繰越しの報告についてのうち、建築住宅局関係分について御質疑はございませんか。

○**委員**（堂下豊史）　繰越しのうち、住宅総務費の空き家活用支援、具体的には建築家との協働による空き家活用促進補助について伺いたいと思います。

予算5,000万円のうち、ほぼ全額が繰越しとなっています。改修工事ですから、年度をまたぐのは理解をいたします。私が申し上げたいのは、その手前の部分で今日質疑をさせていただきたいんですけども、最大500万円を補助するこの事業の応募は、令和５年度の42件から、令和６年度、７年度と２年続けて25件、約半分に減ったまま戻っていません。周知が十分届いていないのではないかというふうに懸念をしております。

この事業、今もチラシがないというふうに当局から伺っております。周知は、ホームページと記者発表が中心のままではないでしょうか。令和７年、昨年３月の予算特別委員会では、事例の発信については、これまではどうしてもウェブ中心だったと答弁がありました。事例の発信については、広報を強めるという趣旨の答弁だったかと思いますが、その手前にある制度そのものの

周知は、今もウェブ中心のままではないかというふうに感じております。

一方で、当局は空き家の所有者に直接届く経路を既に持っております。空き家おこし協力隊という訪問相談の事業がありますが、その案内チラシを、固定資産税情報などから空き家の可能性がある物件を割り出した上で、所有者の手元に郵送しておるというふうに承知をしています。届けたい相手を特定して紙で届けている。同じ建築住宅局の事業でありながら、この補助事業がその経路に乗っていないというふうに感じております。

そこで伺いたいんですが、この事業のチラシを作成し、それらの経路に乗せて、所有者にも届けるべきではないでしょうか。あわせて、区役所や地域交流センターなど人が集まる場所での配布、掲示も有効と考えますが、御見解を伺います。

○**増田建築住宅局長**　御指摘のとおり、件数が伸びていないというのは事実ですので、広報を強化する必要があるというのは我々も認識をしております。

ただ、この制度は、建築家と協働して社会貢献活動を行うと、そのための空き家の改修の補助というのがこの趣旨になっておりますので、対象者はある程度絞られてくるかなというふうに思っております。具体的には、この事業のターゲットとなる方というのは、３点あるかなというふうに思っていまして、１つが、まず空き家の所有者の方。２つ目は、その空き家を活用して社会貢献・地域貢献したいというふうに考えておられる方。団体も含めてですけれども。３点目は、そういう空き家をリノベーションする建築家の方。ですので、こういう大きく３点のターゲットに対して、的確に情報を届けていく必要があるというふうに考えております。

これまでは、どういう募集を、この制度の周知をやってきたかというふうに、これまでの取組で申し上げますと、まず１点目の空き家の所有者の方に対しては、すまいるネットで空き家の相談の窓口をやっておりますので、そういったところでの御案内ですとか、あと不動産の関係団体に対してのこの制度の周知というのをやってきております。

２点目の社会貢献活動を行いたいというそういう方に対しては、これは、例えば、地域協働局で社会貢献相談の窓口を開いたりしておりますし、また、区役所でもこういう御相談を受けるケースがあろうかというふうに思っております。それ以外の他局も含めて、この制度の周知というのを今やっているところです。

３点目は、建築家に対してですけれども、これも建築士事務所協会ですとか、建築士会といった、そういう団体への周知ということに努めております。

ただ、御指摘のとおり、制度を分かりやすく紹介するチラシというのを作っていないというのはこれは事実です。それぞれの窓口で御案内する場合も、そういったチラシがあれば有効かというふうに思っておりますので、そういうチラシの作成も含めて、当然、ホームページ等での情報発信も必要かと思いますけれども、より有効な広報の方法については考えていきたい、実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員**（堂下豊史）　ありがとうございます。対象がある程度限られている中で、限られた対象の方に周知案内は行っているんだと。ただ、チラシがないというのはお認めになられた上で、その辺りの課題意識も示していただいたわけですけども、今日、私が申し上げたいのは、限られているとはいえ、やはり潜在的な需要も掘り起こしていく意味では、やはり目に見えるもの、紙媒体も必要かなと。さらにそれを、先ほど申し上げたように、集まる場所に置くことで、繰り返しますけれども、潜在的な需要も掘り起こしていけるのではないのかなという趣旨で申し上げたわけ

ですけども、様々改修をして、改修された後の外観であるとか内観であるとか、様々な写真も掲載することで、より視覚的に事業自体も訴えられるかと思いますので、その辺り踏まえて、今の御答弁に沿った形で引き続き御検討、あるいは実行に移していただければなと思いますので、要望に代えて終わらせていただきます。

○**委員長**（大野陽平）　それでは、次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、建築住宅局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　次に、この際、建築住宅局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員**（朝倉えつ子）　ひよどり台の市営住宅についてお伺いをします。

ひよどり台には、今、３つのエリアに分かれて市営住宅があります。南市住はエレベーターが設置をされると。北市住は半分ぐらいの棟にエレベーターを設置するんですが、半分は集約されて廃止になると。説明会の際にも、廃止させる棟とエレベーターをつける棟と、どこで誰が決めたんだという質問も入居者の住民の皆さんから出されています。どういう基準でこれは決められているんでしょうか。

○**田中建築住宅局部長**　御質問のひよどり台住宅につきましては、３次マネジメント住宅で再編する住宅として位置づけられております。このひよどり台住宅というのは、ひよどり台団地の中で、北ブロック、南ブロック、西ブロックの３か所に分散して分かれておりまして、合計約600戸の大規模な団地でございます。

令和４年度の事業着手前の段階で、この約600戸全体を廃止した場合に、周辺の市営住宅、良好な市営住宅の空きが十分ないということでしたので、一部エレベーターを改修しながら、一部を廃止して集約をしていくという事業手法を計画しました。

このような状況の中で、具体的には、廃止、エレベーターの改修をする等の決定については、過去の改修履歴であるとか、エレベーターの物理的・法的な設置可否、そして、エレベーターをつける工事の安全性確保ができる範囲、そして、住み替え先の空き家であるとか、あとは、当該地域の市営住宅需要、余剰地処分の可能性などを総合的に判断して、神戸市のほうで決定させていただきました。

以上です。

○**委員**（朝倉えつ子）　エレベーター設置をするための安全は分かりますけど、この棟につけて、つけない棟というのは、どういう基準で。

○**田中建築住宅局部長**　もう少し具体的に御説明しますと、まず、最初に事業着手した北ブロックにつきましては、北ブロックの中で既に廃止方針であった勤労者向け住宅というものがございまして、こちらのほうは廃止をして、その北ブロックの中のほかの市営住宅、公営住宅につきましては、エレベーターを設置するということで第１期を決めました。

その１期の事業が進んでいく中で、それでもエレベーターで残す棟の空き室がほかの入居者の移転先の戸数には足らないということから、次、南ブロックと西ブロック、どちらを着手するかにつきましては、過去、計画修繕を直近でやっている西ブロックよりも、より過去にやった南ブロックのほうに着手するのが妥当であろうということで、南ブロック全体にエレベーターをつける計画といたしました。

そして、２つの工事が進む中で、最終的にはこの２つのエレベーター住棟の空き室で残りの西ブロックの入居者の皆様の移転先の戸数としては足るということになりましたので、西ブロック

を廃止させていただくと、このような順序で決めさせていただいております。

○**委員**（朝倉えつ子）　それは建築住宅局の全体の、ひよどり台のエリアの全体の配置の中で考えられているということなんですけど、そうじゃなくて、入居者の皆さんからしたら、どうしてうちの棟が廃止で移転をせないかんのやという思いなんですよね。本来は住み続けたいという入居者の思いにやっぱり添う対応が必要だと思うんですけど。西市住は廃止されます。住民説明会には私も参加をしましたけれども、入居者からは、もう本当に50年住んでいたって追い出されるのかという声が私のほうにも寄せられました。削減ありきのマネジメントだからだというふうに思います。本当に削減ありきのマネジメントをやめるべきだというふうに思います。

削減ありきのマネジメントを賛成するわけではないんですけれども、仮に転居をしてもいいという方の中でも、特に高齢の方からは、本当にとても引っ越し準備などできないというような声もお聞きしました。高齢者にやっぱり移転の負担を強いているというふうに思います。例えば、すまいるネットの支援の中に、引っ越しも今楽々パックとかではないですけど、お任せパックみたいなことができるような、そういう何か支援施策なんかを検討いただけないかなというふうに思うんです、いかがでしょうか。

○**田中建築住宅局部長**　マネジメント事業によって廃止、移転をお願いする入居者の皆様の御負担については、我々も非常に心苦しくは思っております。その中で、特に引っ越しのサービス、こちらのほうにつきまして、神戸市のほうで特定の民間事業者をあっせんするというのは、特定民間事業者の優遇につながるということで難しいというふうに考えております。ただ、各指定管理者ごとに複数の引っ越し業者を御紹介させていただくというような取組をさせていただいております。その各事業者の中で、引っ越しの段取り、荷物の梱包とかまで全てやってもらうサービスもあれば、できるだけ経費を落としたいのでできることは自分でやるというサービス、それぞれ選べるようになっておりますので、そういったことで対応していきたいと考えております。

○**委員**（朝倉えつ子）　移転のための費用なんかも、物価高というのもあってと思うんですが、引き上げられて、今までは後払いだったのが一部先払いになるというようなことも改善もされているんですけど、やっぱり高齢の方たち、本当に引っ越し準備ができないという状況だと思うので、丁寧に聞いていただいて、支援につなげていただくということと、神戸市としても何か施策をつくっていただくこと、検討をこれは求めておきたいと思います。

それで、山の街の市営住宅についても少しお聞きをしたいと思うんですが、本会議でも、他局の議案で地域福祉センターがなくなるということで、この地域の問題を指摘をしましたけれども、本当にこれまで福祉センターがなくなり、幼稚園、児童館もなくなり、保育園は民営化してちょっと横にいってしまったと。まちが本当に寂れていくばっかりで、昔は団地の中にも商店街があったんですけど、それもなくなったと。

10年前の包括外部監査においても、孤独死が26年から28年、２年間余りのうちに13件も起こると。中には１か月半もたって発見される事例が２件も含まれていたということで指摘をされて、当時、私もこの問題を、住宅都市局でしたけど、質問をさせていただきました。そのときに、当時の担当局長、長谷川局長が、公的施設がなくなったこと、こういうことを上げながら、地域の皆さんにとってなかなか厳しい状況であると重々認識をしていると、これから地域の皆さんのいろいろ御意見を聞きながら、この地域をどういった市営住宅団地にしていくのか、我々も地域の皆さんとともに考えていきたいというふうにお答えになったんですね。

ところが、今回、山の街が３次マネで、35棟あるうち、エレベーターを設置するのは、もとも

とエレベーターがついてる35号棟、もう設置をされているのと、これから設置をする分も含めて６棟ということになって、35棟あるうちの７棟だけがエレベーターがつくということになって、残りの28棟は全て廃止をされます。

こういう状況が地域の皆さんが本当に望んでいたことなのかと。本当に局として、地域の状況、課題を重々認識していると当時もお答えになって、とにかく意見を聞いて対応するんだということでお答えになってるんですけど、結局、何の手だても打たずに向き合ってくれなかったというのが実情じゃないか、現実じゃないかと思うんですけど、市営住宅まで本当に廃止を、削減して、地域を壊してきたというのは、神戸市そのものじゃないかというふうに指摘をしたいんですが、いかがでしょうか。

○**田中建築住宅局部長**　山の街のマネジメントの進捗状況につきましては、御指摘のとおり、35棟のうち７棟、１棟既存、あと６棟がエレベーター改修をする形で集約・再編をしていくということでございます。

地域の方の御意見につきましては、事業手法決定後に、移転される方につきましてはアンケートを取りまして、御希望される市内の市営住宅の空き家に移転をいただいております。特に、山の街住宅につきましては、すぐ隣接して桜の宮の新築がたくさんございまして、こちらを御希望する方もたくさんいらっしゃいまして、移転された方につきましては、新しい環境、新しい市営住宅に移れてよかったというお声も一定聞いております。

一方で、残られる方も一定数ございます。その方々につきましても、今の建築が50年経過して、住宅設備も陳腐化して、階段もない市営住宅に住み続けていただくよりも、この再編事業によってエレベーターがついて、住戸内の改修を進めて、中の住宅設備も一定新しいものになるということで、よりよい住環境で住んでいただくということについては、納得して御協力いただいている状況だと考えております。

また、その後のまちづくりにつきましては、廃止住宅の移転、まだ完了しておりませんので、順次移転の御協力をいただき次第、余剰地として活用していくことになります。こちらにつきましても、基本的には市営住宅以外の公共施設利用、あるいは民間事業者に売却することで、この地域のイメージがリニューアルされて、活性化するような土地利用を誘導するように、様々検討、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**委員**（朝倉えつ子）　私そういうことを聞いてるんじゃないんですよね。10年前に、住民の皆さんの声を聞いて、共に考えていきたいと、対応したいとお答えになって、この間やってきたことは、市営住宅を28棟も減らす。住民の入居者の皆さんは、何で募集かけへんのやと、35号棟だけエレベーターがついている。35号棟だけは募集がたまに出る。それ以外は全く募集かけない。これは３次マネで戸数を減らすということで募集停止してるわけでしょう。何でそういう対応になるんですか。どういう市営住宅、団地にしていくか、皆さんと話し合った結果がそれなんですか。

○**増田建築住宅局長**　そもそもこの市営住宅のマネジメント計画というのは、良好な住宅ストックを形成すると。そのために再編・改修をするということと、それと、将来の財政負担、人口が減っていく中で、数多くの市営住宅を管理し続けるのが神戸市の財政にとってどうなのかという、そういった観点から、全市的に一定の基準を決めて、この再編・改修ですとか廃止に取り組んできているわけです。ですので、先ほどの唐櫃台の御答弁でも、田中部長のほうが申し上げましたけれども、神戸市として一定この再編の検討をして、再編の方針を決めて、この事業を進めてい

ると、そういう状況です。その中で、当然、入居されている方の居住の安定といいますか、それを確保するということは必要ですので、それに関しては、適切な住み替え先をあっせんしたり、そういったことを実施してきているということであります。

これも今、田中部長、御答弁しましたけれども、跡地の活用について、しっかりこの地域の活性化に資するような、そういう使い方を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○**田中建築住宅局部長**　すみません、１点訂正です。先ほど私の答弁の中で、階段のない住宅と申し上げましたけれども、こちらはエレベーターのない住宅と言うつもりで申し上げました。訂正させていただきます。申し訳ありません。

○**委員**（朝倉えつ子）　結局、市として３次マネで再編していく頭があるから、やっぱり地域の問題も本当にきちんと向き合えないという状況だというふうに私は指摘をしたいと思います。

だって、人口減少だからと、唐櫃でも若い世代を呼び込む施策を地域の皆さんと一緒に、今協議をされているんだけど、そこにやっぱり神戸市が、民間任せじゃなくて、やっぱり市として取り組む施策が私は必要だと思います。

他局ですけれど、今回の議案でも、地域活動の促進、地域社会の課題解決に寄与する施設である地域交流センターを廃止させる議案がありますけれども、地域の皆さんからは、もう本当にだんだん高齢になって、集まる人も少なくなってきているのに、集まる場所までなくなって本当に寂しいという声が寄せられています。本会議でも、市は代替施設があると局長が答えたんですけれども、役員も少なくなって――代替施設というのは、山の街の市営住宅の集会場なんですけど、そこも役員が本当に少なくなって、集会所の運営まで手が回らないというふうに私は聞いています。それはなぜかと言ったら、市営住宅の集約・再編で、自治会役員の多くが桜の宮とかほかの団地に行ってしまったと。残された私たちどうしたらいいんだと言って、この９月にも１回ちょっと集まろうかという話になってるみたいですけれど、本当にどうしたらいいか分からないと。入居者からは、やっぱり神戸市としてもっと積極的に山の街の市営住宅も応募かけて、人を、入居者を増やしてほしかったと。高齢者ばっかりでどうすることもできないという声とともに、やっぱりエレベーターがつく号棟もあるけれども、完全バリアフリーにならないのに家賃は上がって、負担だけ増えていくという声も寄せられています。本当に10年前の指摘をきちんと受け止めて、今からでも住民の皆さんの声をきちんと聞いて、対応に乗り出していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○**増田建築住宅局長**　地域交流センターの件は、確かに市営住宅の集会場があるということで、場所は確保されているということかと思いますけれども、そこでどういった方が活動するのかというのは、これはもう全市的に今、社会貢献相談窓口を設置したりということで、いろんなプレーヤーが増えておりますので、そういった方も含めてのその地域の地域活動の促進というのはしていっているというふうに思っております。

現在もこの山の街につきましては、市営住宅のマネジメント計画により事業が進んでおりますので、この方針にのっとりまして、着々と事業は実施をしていきたいというふうに思っております。その中で、住み替え等での御心配ですとか、あと、入居者が減ってきてちょっと不安やみたいな、そういうお声に関しましては、きちんと対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員**（朝倉えつ子）　今住んでいらっしゃる入居者の皆さんの状況、地域の課題を解決するとい

うのが、本当に市民福祉の向上というのがやっぱり市としての一番の仕事ですので、その立場に立ってやっぱり入居者の皆さんが困っていると今言うてはるので、このことにきちんと向き合っていただいて、跡地なんていってももう随分先の話になると思いますし、今住んでらっしゃる方の問題解決に、他局とももちろん連携しながらやっていただいたらいいんですけど、建築住宅局として、本当に当該の局として取り組んでいただきたいということ、市営住宅削減ありきのマネジメント計画は本当にやめるべきだということを求めて質問を終わります。

○**委員長**（大野陽平）　他にございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　他に御質疑がなければ、建築住宅局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもお疲れさまでした。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次の交通局が入室するまでの間、暫時休憩をいたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時46分休憩）

（午前11時50分再開）

（交通局）

○**委員長**（大野陽平）　ただいまから都市交通委員会を再開いたします。

これより交通局関係の審査を行います。

それでは、報告事項３件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○**城南交通局長**　おはようございます。交通局でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

○**委員長**（大野陽平）　お願いいたします。

○**城南交通局長**　それでは、報告３件につきまして御説明申し上げます。

１ページを御覧ください。

報告Ⅰ令和７年度神戸市自動車事業会計予算繰越しにつきまして御説明申し上げます。

なお、以下１万円未満は切り捨てて御説明申し上げます。

第１款資本的支出、第１項建設改良費において、表中央の翌年度繰越額のとおり、２億1,000万円を、西神中央バスターミナル上屋に係る工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

続いて、２ページを御覧ください。

報告Ⅱ令和７年度神戸市高速鉄道事業会計予算繰越しにつきまして御説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額といたしまして、第１款資本的支出、第１項建設改良費において、表中央の翌年度繰越額のとおり、16億1,933万円を、脱炭素化事業、名谷車両基地高所作業安全対策改修工事等に係る工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

３ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額といたしまして、第１款資本的

支出、第１項建設改良費において、表中央の翌年度繰越額のとおり、２億2,977万円を、板宿駅大規模改修工事及び工事監理業務に係る工程調整のため、令和８年度に繰り越したものでございます。

４ページを御覧ください。

報告Ⅲ市債権の放棄の交通局関係部につきまして御説明申し上げます。

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき、令和７年４月から令和８年３月の間に行いました債権放棄は、有効期間満了後の定期券使用に伴う相当料金として２件、合計１万8,130円、グッズ販売代金6,000円の合計３件でございます。

以上、報告３件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**委員長**（大野陽平）　当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、報告事項、令和７年度神戸市自動車事業会計予算繰越しの報告について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　次に、報告事項、令和７年度神戸市高速鉄道事業会計予算繰越しの報告について御質疑はございませんか。

（なし）

○**委員長**（大野陽平）　次に、報告事項、市債権の放棄についてのうち、交通局関係分について御質疑はございませんか。

○**委員**（川口まさる）　市債権の放棄について、グッズ販売代金6,000円とありますが、これは何でしょうか。

○**梅永交通局副局長**　御質問のグッズの販売代金でございます。本来、対面販売を行っているグッズの販売代金がなぜ未納が生じたのか。その辺の経緯についてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

こちらに関しましては、平成25年10月、当時人気のキャラクターとコラボレーションした商品を地下鉄各駅の売店のほうで販売をしてございました。そのときに、新神戸駅の窓口のほうにお客様が御購入の希望でお越しになられまして、その際に、販売場所である駅の売店を案内することなく、駅では売っていない、駅の窓口では販売をしておりませんというような、そういう対応をしてしまったということで、そのままお客様購入されずに帰られたというところでございます。後日、駅窓口では売っていないにしても、駅の売店のほうで売っているのであれば、やはりその辺のことを案内してほしかったということも含めて、購入できなかったので、郵送等で対応していただけないかという、そういった苦情といいますか、御要望をいただいた、そういう案件でございます。このお客様、遠方からお越しのお客様でございましたので、先ほど申し上げましたように、少しこちら側としても案内が十分にできていないと、そういった点も含めまして、少し特例的ではあるんですが、納付書を導入した上で商品を郵送をさせていただいたという、そういった案件でございます。ただ、残念ながら期限までに納付していただけずに、その後、かなり複数回にわたって督促状等を送付したり、電話連絡等をさせていただいたんですが、今現時点においても代金の納入はなされていないという状況でございます。

本債権につきましては、そもそも時効２年というそういう債権でございます。督促状を送って

ございますので、その分一旦更新はされてございますけれども、既に平成28年11月21日で消滅時効に係る時効期間、これ自体は満了してございます。本来、時効の援用がなければ時効は成立しないんでございますが、既にかなり督促状等を行っているにもかかわらず回収が見込めないということを判断いたしまして、このたび、債権の放棄ということで上げさせていただいたものでございます。

○**委員**（川口まさる）　すみません、最初にお客様が来られた時点で、駅の窓口には存在しないけれども、駅の売店を案内できていれば、そこで取引ができていたはずだという前提ですか。

○**梅永交通局副局長**　おっしゃるとおりでございます。

○**委員**（川口まさる）　なるほど。その部分については、確かに「案内が十分ではない」というのは、そうだとは思います。

その後の対応なんですけど、ごめんなさい、代金を預かることもなく商品を郵送してしまったということについては、その部分については、適切だと思っていますか。

○**梅永交通局副局長**　このたびの案件、先ほど申し上げましたように、こちら側として非常に案内等の不親切、そういったことがあったのは確かにございますが、やはり幾ら特例的にと言いながらも、先に商品を送って、要は料金後払いのような、そういった形で対応したことにつきましては、これはやはり手続としてはそういった形を取るべきではなかったというふうに考えてございます。

○**委員**（川口まさる）　私もその感想があります。手続として問題があったというふうに感想を持っています。

昨年度、放棄した市債権として、市バスの相当料金や市営住宅の家賃というものも報告されています。それらも望ましいものではありませんが、本件グッズ販売代金の債権放棄については、特に理不尽だと私は感じています。オリジナルキャラクターグッズの購入にかかる費用は、運賃とか家賃のような生活に必要な費用でもなく、福祉的な意味合いもありません。また、量についても、個人で所有することは、想定し難い量だと思っていて、転売目的が疑われます。さらに、仮に債務者において、最初から支払いの意思がないにもかかわらず、欺罔を用いてグッズの送付を要求したのであれば、詐欺罪にも当たり得ると思います。このような債務者に対しては、神戸市交通局は、法的手段によって回収に努めるべきだったと思います。訴訟にかかる費用は回収金額を上回ることになるかもしれませんけれども、これは経済的な損得の問題ではありません。神戸市として毅然とした対応を取るべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○**梅永交通局副局長**　委員御指摘ございましたように、本来悪質なケースであれば、やはり督促状を送った後に、その消滅時効の期間が満了する前までに法的措置を取って、対応を取るというのはまさに原則、それが基本だというふうに思ってございます。

ただ、今、委員のほうからも少しお言葉ありましたけれども、やはり今回、金額の多少の問題ではないというふうにはお伺いいたしましたけれども、やはり6,000円という非常に少額の金額ということで、訴訟等の手続に入った場合にかかる費用、そういったことを総合的に判断した上で、我々としては、今回のケースに関しましては、訴訟等に行かずに債権放棄という手続で対応するのが妥当ではないかというふうに判断したものでございます。

○**委員**（川口まさる）　本件は、正式な代金を支払わずに商品を手にした者に対して、行政がどのような対応を取るのかが、試された局面だったと思っています。私はこうした事案に対しては、金額の多寡にかかわらず、筋を通すという姿勢を示すべきだったと思います。今後、同様の事案

を生じさせないように御留意いただきたいと思います。

○**委員長**（大野陽平）　では次に、この際、交通局の所管事項について御質疑はございませんか。

○**委員**（堂下豊史）　しあわせの村・ひよどり台エリアの市バス路線見直しについて伺います。

しあわせの村・ひよどり台の見直しについては、地域の特性に鑑みて、通常よりも早い、本年２月に地域団体等に対して見直し素案３案を示されており、その後、地域団体や福祉団体との対話を重ねて見直し案の提示に向けて検討を進められていることは承知をしております。

７月１日の常任委員会において、見直し案については、住民の意見もしっかりと聞いた上で、納得のいく成案に仕上げていただきたいと質問したが、当局の考え方として、１、路線見直しを進めるに当たって、地域の皆様の日々の生活に直結するものであり、その背景や考え方をより丁寧にお伝えしていくことが重要。２、今後、秋頃の見直し案を示す段階において、より広く周知を図りたい。３、地域からまとまった形での要望があれば、可能な限り説明に行くことも含めて丁寧に説明を尽くしていきたい。４、その上で、寄せていただいた地域の皆様の意見、特に有用な御意見や情報についてしっかりと受け止めた上で、交通局として成案として仕上げてまいりたいという考え方が示されました。

この間、地域の方や福祉団体の方との対話及び見直し案の検討を進めてこられたところでありますが、この方向性、考え方に変更はないのか、改めて局長の見解を伺います。

○**城南交通局長**　お答えいたします。

本年２月頃から、地域をよくする地縁団体の皆様方に交通局の素案をお示ししたところでございます。そして、地域や福祉施設からいただきました御意見も踏まえまして、今後示します見直し案につきましては、現在、精査を続けておる段階でございます。

この間、しあわせの村内の福祉施設、そして、ひよどり台、星和台の地域団体など約15団体との意見交換、これに加えまして、しあわせの村の関連では、知的障害をお持ちの方の御家族、保護者からも直接お話を伺いました。また、地域団体の関連では、７月から８月にかけまして、４回の出前トーク、これを実施してきたところでございます。

本年７月の常任委員会でお答えいたしましたけれども、路線見直しは地域の皆様の日々の生活、これに直結するものでございます。ゆえに、その背景、考え方、これを丁寧にお伝えするとともに、運行効率の向上であるとか客観的事実など、有用な御意見、御提案を成案に反映させていくという、こういう方向性、考え方には変更はございません。引き続き丁寧な対話を重ねまして、市民の足を守るという公営交通としての使命を果たすべく、努力を重ねてまいりたいと考えております。

○**委員**（堂下豊史）　城南局長から丁寧に御答弁いただきました。方向性、考え方に変更はないという御答弁をいただいたところです。

７月の常任委員会からこの間、御答弁ありましたように、約15団体との意見交換、７月から８月にかけての出前トーク４回と対話を重ねてこられたことも、今の答弁から分かりました。

その上で、先ほど申し上げた４点のうち３点について具体的に確認をさせていただきます。

１点目は、時期についてです。秋頃に見直し案をお示しするという点ですが、７月１日には、今年の10月を目途にとの御答弁もいただいております。この日程に変更はございませんか。案をお示しになる時期を改めて確認をさせてください。

２点目は、意見を受け止める期間についてです。陳情212号に対する市の考え方では、見直し案を示した後にも有益な御意見を伺えた場合は検討すると記されております。案をお示しになっ

た後も引き続き地域の声を聞いていただける、そう受け止めてよろしいでしょうか。

３点目は、説明に伺う先です。これまで連合自治会や福祉施設には個別に足を運んでこられましたが、私が伺う声には、連合自治会に加入していない自治会からのものもあります。そうした地域からの要請にも同様に御説明に伺っていただけますでしょうか。

以上３点、御答弁お願いします。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　堂下委員のほうから３点質問を頂戴いたしました。

まず、見直し案の公表時期でございます。これは、これまで同様でございますが、実施のおおむね半年前となります本年10月を目途にお示しをさせていただきたいという考え方に変更はございません。先ほど局長御答弁申し上げましたとおり、現在も精査を進めておるというところございます。公表に当たりましては、これもこれまで同様というところをまずベースにしておるところでございますが、停留所、あるいはバス車内への案内ポスターでありますとか、あるいは案内チラシの配布を広報紙ＫＯＢＥに折り込むような形でやらせていただくといったようなことも含めて、広く周知が図れるように努めてまいります。

２点目でございます。見直し案というのは、これあくまでも見直し案を公表した時点で具体的な交通局案をお示しをするものでございまして、公表をもって地域の皆様との対話を終えるものではないというふうに考えてございます。この公表におきましても、電話・メール・窓口等々で随時御意見は承りたいというふうに考えてございまして、お客様が増えるでありますとか、市バスの運営効率がさらに向上するでありますとかいったような有益な御意見を伺えた場合には、来年４月の実施に向けた最終ダイヤ案等の策定に際して柔軟に反映をしてまいりたいというふうに考えてございます。

３点目でございます。これまでも連合自治会、あるいは福祉施設の皆様方のところへ個別にお伺いをして、直接お話を承ってきたというところでございますが、今御指摘をいただきました、連合自治会に加入されていない自治会がおありになるということは当方でも承知をしてございます。自治会から施策説明の御要望があった場合には、連合自治会加入の有無にかかわらず、これまで同様、職員が自治会へお伺いをして御説明するといったようなことも含めまして、より御理解を広げるため、双方向の対話に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**委員**（堂下豊史）　御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。３点ともはっきりとお答えをいただいたと思います。１点目は、10月を目途に案を公表すること。２点目は、公表後も、電話・メール・窓口で随時意見を伺い、最終ダイヤに反映をしていくこと。そして、３つ目、連合自治会への加入の有無にかかわらず、要望があれば職員が伺うこと。この３点、確認をさせていただきました。また、広報紙ＫＯＢＥへのチラシ折込みにまで踏み込まれる点も周知の姿勢として評価させていただきます。

その上で、７月１日にお伝えした地域の御要望を改めて最後に申し上げておきます。鉄道駅のないひよどり台南町では120系統が名谷へ乗換えなしで行ける唯一の足です。全便を残せというのではなく、完全廃止だけは避け、朝夕の通学・通勤の時間帯だけでも残してほしい。また、見直される場合には、87系統での所要時間と乗継ぎの負担が軽減されるよう、ダイヤを工夫してほしい。この２点です。

さきの陳情第212号にも、名谷駅前の施設利用やシルバーカレッジへのアクセス、免許返納が進む星和台の実情、65系統の延伸提案が記されております。これらは、交通局が言われる把握し切れなかった客観的な事実、また、より多くの御利用が見込める案に当たると考えております。

検討の材料に加えていただくよう求めます。

64系統では、５月の質疑を受けて、増便と運行間隔の調整を行っていただき、地域から感謝、また喜びの声を聞いております。今回も実施後の状況をよく見ていただきたいと重ねてお願いをしておきます。

先ほどの答弁から、見直し案の公表も近いと承知をしております。本日、お伝えした声が、その中でどう反映されるか、しっかりと今後も注視をしてまいりたいと思います。

住民の皆様の意見をしっかり聞いた上で、納得のいく成案に仕上げていただきたい。このことを要望して、私の質問を終わります。

○**委員長**（大野陽平）　他にございませんか。

○**委員**（住本かずのり）　すみません、私のほうから、市バス衣掛回転地の廃止についてお伺いをいたします。

８月から須磨エリアの市バス路線見直しによって、須磨シーワールド前の衣掛町の交差点にある市バス回転地・詰所が７月末で使われなくなっているわけですが、回転地の出口にある５メートルほどの横断歩道の信号が稼働したままになっております。現在は、回転地も車止めで閉鎖しており、車やバスの進入・通過はないのにもかかわらず、信号が交差点信号と連動して稼働している状態が続いております。早急にこの信号を撤去するべきだと地域の方からの利用者、毎日利用している方から意見が出ております。交通局と所管部局や関係者等で、現在どういう検討状況になっているのか。今後どのようにしていくのかお伺いをしたいと思います。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　今御指摘をいただきました衣掛の回転地でございますけれども、交通局が建設局から占用許可を得る形で運用してまいりました。８月１日の須磨エリアの路線見直しの中で、御指摘のとおり、この衣掛回転地での市バスの操車業務というのは終了してございます。現在、この占用終了に伴う協議を建設局と進めておるところでございます。

具体的に申し上げますと、回転地には私どもの詰所が建ってございます。あるいは、当然ながら路面の舗装なんていうものもやっているところでございます。こういったどの範囲まで撤去するのかということを協議をさせていただいてるということでございます。

今御指摘いただきました歩行者信号機の取扱いにつきましては、これは横断歩道部も含めまして、警察、あるいは道路を管理しております―― これは国道でございますので、兵庫国道工事事務所と交通局とで撤去に向けて協議を進めておるというところでございます。

回転地そのものにつきましては、必要な復旧を済ませた上で、今年度中には建設局のほうへお返しをしたいというふうに考えておるところでございます。

御指摘はまさに信号機の取扱いということだろうというふうに思いますけれども、実はこの衣掛回転地の機能としてもう１つ、須磨シーワールドに訪問される、須磨シーワールドにお越しになる学校団体の皆さん方のバス乗降としての機能もございまして、これは今継続をしている状況でございます。これによって、この信号機は今稼働しているということになっているわけでございますけれども、実際のところ、衣掛回転地でのシーワールド訪問団体の乗降というのは、回数として極めて少ない、月数回程度というふうに聞いてございますけれども、この程度でございますので、団体の方々のバスの通過時には人的対応を行う。これはシーワールドのほうでということでございますけれども、これを前提に信号機の機能を停止するということを考えてございまして、関係先、先ほど申し上げました兵庫国道であったり警察と今協議を進めているところでございます。関係先も同じような認識を持っていただいておりますので、極力早期に機能停止ができ

るようにということで今進めておるところでございます。

○**委員**（住本かずのり）　７月末でここも停止になって、今、車入れないように柵をしていると思います。地域からは、やっぱりシーワールドも近く、子供連れファミリーも信号無視が多く、子供の教育上もよくないだとか、あと、自転車ルールの厳格化によって、信号無視は反則金の対象になるとか、声があります。この信号は赤信号でもほとんど守る方がいないのではないかと思います。ちょっと私、週末しばらく立って見てみたんですけど、大体、信号無視されてました。７割ぐらいの方が守ってない。３割が守ってるんですけど、本来、この守っている時間は必要のない時間でありまして、市民生活にも影響出ているというふうに私感じております。もう１か月半たっておりますので、早急にこれ対応していただきたいと思います。

警察にも一応確認しますと、国のほうへの申請も終わっておって、いつでも撤去は可能だと。ただ、神戸市の方針が出ていないので対応できないとのことであります。

例えば、信号の上にカバーをしてしまって、取りあえずこれはもう使えていない信号だということを市民に示すだけでも有用だと思いますけど、その辺りとかいかがですか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　ありがとうございます。まさに御指摘のような趣旨のとおりでございまして、警察の方々とも協議を進めてございますけれども、今、委員御指摘いただきましたとおり、出口にはロープを張っていると、こういう状況でございます。バリケードまでは置いていないんだけれどもロープを張っている。先ほど申し上げましたとおり、団体の方々のバスの出入りもあり得るだろうということで、これを可動式のバリケードのようなものに差し替える、もう少ししっかりしたものにするということでもって、今御指摘いただいたような、例えば、信号機にカバーをすることで機能停止を明らかにするといったようなことができないかというのが、実際のところの協議状況の内容でございます。ありがとうございます。

○**委員**（住本かずのり）　早急に対応のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○**委員長**（大野陽平）　他にございませんか。

○**委員**（朝倉えつ子）　私からは３つ大きくあるんですけれども、まず最初は、垂水支所についてなんです。この間、市バスの営業所の管理運営や再編などが検討されているんですけれども、市バス中央営業所垂水支所を令和８年度末に廃止をして、今後はほかに行政目的がないということになれば、民間へ売却をするということになっていますが、バスの営業所というのは、もう重々御存じだと思うんですけど、単なる車庫ではなくて、安心・安全に日頃の地域のバス事業を営むためのやっぱり拠点というふうになると、拠点であるはずだと思います。

それで、垂水区のバス路線も、山陽バスとともに担ってもらう。そのためにも、廃止ではなく、引き続き垂水区の市バスの拠点として存続をさせるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　今委員から御紹介をいただきました垂水支所でございますけれども、垂水エリア全体ということでございますけれども、令和２年度から垂水エリアで私ども民間事業者の施設を活用した市バス営業所の管理委託、こういうものを進めさせていただいてございます。また、この令和６年度からの垂水営業所、これは支所化したわけでございますけれども、こういった取組を進めてまいる中で、現在、垂水支所の業務量は非常に小さくなってございます。運転士の仕業数というふうに我々呼んでおりますけれども、仕事の種類の数ですが、これが11、市バス車両は12両の配置ということで、支所単体でこの運営を継続するというのは非常に非効率な状況になっているということでございます。

こういうことも踏まえまして垂水支所というのは今回廃止をさせていただく、その後も、民間事業者の施設を活用した市バス営業所の管理スキームの中で、こういったようなところで、垂水エリアの市バス事業については引き続き継続、維持ができるというふうに考えて進めておるところでございます。

○**委員**（朝倉えつ子）　垂水支所は、50系統から57系統、59系統、161系統の10系統を担っている、担当していると。所属の運転手は、令和８年度３月１日現在で18人ということなんですが、営業所時代には運転手も39人体制だったと。垂水支所を廃止して、山陽バスの清水が丘と、そして西神の２つの営業所にエリアを分けていくということですから、市バスを完全に移管してしまえば、ますます運転手を削減されていくと。市バスの本数もまた減っていくということにつながるんじゃないかというふうに危惧しますけど、いかがですか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　現在、垂水支所で勤務をしております交通局の職員である市バス運転士でございますけれども、これはこの計画を実施した後もほかの営業所で引き続き勤務をしてもらう。まさに、手前どもも運転士不足、運転士の確保が非常に難しい。足元で不足しているという状況にはまだ至っておりませんけれども、確保というのがなかなか難しい中で、今、垂水で活躍をしてくれている市バス運転士は、引き続き市バスの運転士として勤務を続けてもらいたいというふうに考えております。

加えまして、この垂水エリアの市バス事業についても、今委員から御紹介いただきましたけれども、現在、まだ来年度どうなるかというのは、来年度以降の提案協議の方向性というのもいまだ定まっておりませんので、まだ申し上げられない状況ではありますけれども、近隣の営業所でもってこの垂水営業所の業務、垂水エリアの市バスの路線というのは、引き続き同じ規模で維持をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○**委員**（朝倉えつ子）　神戸市として委託する先でもあるわけですけど、職員体制は減らさずに、ちゃんと努力してほしいということはきちんと言うということでいいんですね。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　恐れ入ります、今、手前どもから全体で御答弁申し上げましたのは、市バスの職員、交通局の職員である運転士は、垂水支所が廃止になった後も引き続き市バスのほかの営業所でしっかり勤務をしてもらうということがまず１つと、後段のほうでは、垂水エリアの市バス業務については、引き続き、これは民間事業者の皆さんのお力もお借りをしながら、市バスとして現状規模で維持をしてまいりたいというふうに考えているということでございます。

○**委員**（朝倉えつ子）　やっぱり運転手不足もありますけれども、市民のやっぱり安心・安全を守るためにも、そこは市としても、委託先にもきちんと体制を整えるということを強化してほしいということを言ってほしいということをこれは求めておきます。

それともう１つなんですが、山陽バスの清水が丘営業所から出入りするバスは、大門橋交差点につながる１車線の狭い道路を出入りしながら垂水区の各路線を走っていると。朝の小学生の通学時間帯などに、やっぱりバスやほかの車や、例えば、バイクなどが頻繁に行きかいをして、交通安全上かなり気を遣う場所だと地域の方からも声があってあるんですけども、営業所から橋の交差点を抜ける道沿いは渋滞をしているというのもよく見かけるところです。そんな場所を山陽バスと共同の拠点にできるのかということがちょっと懸念があるのですが、交通事故の懸念、災害などの緊急対応、遅延の対応なども含めて迅速に対応することができるのか。ちょっと安全面でも危惧をするのですが、いかがでしょうか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　委員から御指摘をいただきました大門橋の少し南側、大門橋と西岡橋の間辺りで山陽バスさんの車両が出入りをしていると。我々も当然、場所としては承知をしているというところでございます。それほど広くないというのは同じ認識でございますけれども、山陽バスさん御自身があの場所で何十年もバス事業を安全に進めてきておいででございます。これについては、我々からは、当然ながら市バスを共に運営をいただいている民間事業者の方々にも、今日現在も山陽バスさんに委託をさせていただいている、あるいはほかの民間の各社様にも委託をお願いしているわけですけれども、当然ながら安全に関しての認識というのは一致をさせながら、オール市バスでもってしっかりと安全を確保していただきたい。市バスと同等、もしくはそれ以上の安全を確保した上で事業を進めていただきたいというのは重々お願いをしているところでございます。

この辺りがどうかというのは、まさに山陽バスさんのほうで御検討いただくお話かなというふうに思いますけれども、我々としては、当然ながら緑色の市バスとして走らせていただくわけですから、しっかりと安全、周囲への配慮も含めてお願いをしていきたいというのは、これまでも変わらずでございます。令和２年から清水が丘営業所に市バス車両をお預けをして、管理委託というのをやらせていただいておりますけれども、ただいまのところ、幸いにして特段大きな事故というような話はございません。安全に運営をしていただいているというふうに認識をしてございます。

○**委員**（朝倉えつ子）　現在の市バスの車庫は、垂水警察署の交差点に近い、比較的広い道路に面しているということで、安全・安心に日頃の地域のバスの事業を営むためにも、ここは絶対なくしてはならないということを申し述べておきます。

それで、大きく２つ目なのですが、山陽バスとの共同運行路線についてお伺いをします。

10月１日から山陽バスの運賃値上げについて、利用者の皆さんからもいろいろ声が上がっているのですが、本当に暮らしに一層追い打ちをかけることになるのではないかとお聞きをしています。

共同運行路線については、同じ路線で市バスと山陽では運賃が違うという声もあるんですが、山陽バスは２年前に市バスとともにやっぱり運賃値上げを実施したばかりで、市バスとしては運賃、そもそもそれに合わせて変えるということはないのかということをちょっと１つ懸念をお聞きしたいのですが。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　ただいまの段階で山陽バスの値上げということをもって市バスの運賃を変更するという予定はございません。ただ、市バスの経営状況というのは、もう御案内のとおり非常に厳しい状況でございます。我々は令和６年10月に運賃改定を既にやらせていただいているというところでございます。この路線見直し、あるいは、需給バランスを図るための増減便、こういったことをやらせていただいておりますけれども、さらに令和９年度には減少再編で回送縮減等々のコストカットも図っていきたい。最大限の企業努力に全力で取り組むことというのは申し上げているところでございますので、現時点において運賃改定というのは考えはございません。

○**委員**（朝倉えつ子）　今の時点ではないということで、ただ、厳しい現状だとおっしゃったんですけれども、物価高とか運転手不足、全国的にも課題になっています。資金不足をやっぱり利用者の負担増で賄うというのは、もう本当に限界があるなと思っています。サービスを低下させずにやっぱり低廉な運賃でバスの利用ができるというふうにするためには、今のそのキャパだけで

はなかなか大変で、一般会計からの繰入れも含めてしっかり行うことが必要ではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○**梅永交通局副局長**　その点に関しましては、以前からも、御指摘いただいてございますが、一般会計からも、市バスの運営に関しましては、経営改善促進補助ということで、代替のないバス路線の維持等に関することにつきましては、これまでも支援をいただいておるところでございます。

やはり公営企業会計ということで、すみません、これまでと同じ答えになりますけれども、独立採算というのが原則でございますので、一定そういった特別に支援をいただく部分を除きましては、やはり市バスの利用者の方々の利用料金で会計を成り立たすというのがまず大前提だというふうに思ってございます。

そのために、今いろいろと御負担・御不便をおかけしながらも、需要と供給に応じたバス路線の見直し等を行って、できるだけ資金不足に陥らないようにということで進めてございますので、その点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○**委員**（朝倉えつ子）　公営交通ですので、やっぱり市民の足を守るという立場があるので、本当に市民の皆さんにとっては欠かせない移動手段となっているので、日々の通学・通勤、そして買物など、本当に市民の足を守る公共交通の役割を十分果たしていただきたいというふうに求めます。公的責任はやっぱりしっかり果たしていただきたいということで、国に、そして市に対しても、いろいろ交通局としての要望を言っていただいて、市民の足を守っていただきたいと求めておきます。

最後に、市バスの路線再編について、私のほうからも少し質疑をしたいのですが、先ほどもありました、北区でも市バスの減便・廃止が来年４月からされるということで、10月には案が示される予定と。それ以降もいろいろ意見を聞いていくということで確認をしたところですけれども、その際に、ダイヤ改正についても、減便・廃止というだけではなくて、ダイヤ改正についても示していくべきではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　路線見直しに伴う運行規模というんですか、大体１時間に１本ぐらいになりますとか、１時間に３本ぐらいは走りますとかいったようなおおむねの規模感については、一定お示しができるんではないかなと。これはこれまで同様でございます。こういった形で路線を今から見直して、現在の状態から見直してこうするんだけれども、例えば、このＡという系統は運行がなくなりますけれども、このＢという系統とこういう手段で行っていただけますと。これは便数的には大きく変わりません。あるいは、需給バランスを取るために一部便数というのは変更になりますというようなことは一定これまでもお示しをしてきたところでございます。

これ以外の路線の形としては特に変わらないんだけれども、ダイヤが、例えば、１時間に４本走ってるんだけども、これが３本になりますとか、５本あるんだけども、これが４本になりますとかといったようなことについては、需給バランスを取るという観点で、これは我々のほうで判断をして、実施をさせていただきたい。これはまさに現状御利用いただいてる２タッチデータ等々を活用して、ダイヤとしては定めていきたいというふうに思っておりますので、路線は全く変わらずに単純にダイヤがということについては、これはこれまでどおり、おおむね実施の３週間前にお示しをするということでお伝えをしてまいれればというふうに考えてございます。

○**委員**（朝倉えつ子）　私達会派は、減便・廃止に決して賛成しているわけではないんですけれども、なぜそのダイヤまで示せないのでしょうか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　見直し案をお示しする、それはこの秋にというふうに申し上げているわけですけれども、見直し案をお示しをしてから最終的に成案に至るまでに、さらに、今日の質疑でもありましたように、様々な御意見を頂戴するという可能性もあるんだろうというふうに思ってございます。実際にバスが走る停留所に書かれている、我々営業ダイヤというふうに呼んでおりますけれども、この営業ダイヤにしていくには、それぞれの営業所でどのぐらいの業務量になるのか。あるいはどのぐらいの車両が必要なのか。あるいは運転士の仕事の中身はどう調整をしていくのかと。こういったようなことをほかの一切路線に関して変更のない系統も含めて仕上げていくという必要がございます。これが固まっていくのは、大変恐縮ですが、半年前というのは率直に申し上げて無理です。ここはおおむねの規模感をお示ししながら、ただ、実際のダイヤ、何時何分に走りますということについては、その後、やはりこれは働き手のほうとの調整の部分もありますし、路線見直しとは関係ないほかの路線の便数、あるいは需要の多いところにはしっかり供給をしていく。混雑しているところには、増便も考える。あるいは減便もしていかなきゃいけない。こういうことをトータルで仕上げていく必要がありますので、一定のお時間をいただきたいというところはぜひ御理解賜りたいというふうに思います。

○**委員**（朝倉えつ子）　ほかの路線のダイヤとの兼ね合いがあるというふうにおっしゃったんですけど、やっぱり利用者にとったら、１か月前に来て初めて分かるという感じなんですよね。皆さんは意見いろいろ聞いているというふうにおっしゃってる、おっしゃりたいと思うんですけど、それでもなかなか分からないというのが実感で、もう本当にバス停に来て知ると。どうしようということになるんですよね。だから、１か月前ではなく、やっぱり意見を聞くというふうにおっしゃるのであれば、やっぱりもうちょっと前倒しで出していただいて、それも含めて意見を聞くということが私は必要じゃないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　繰り返しになって大変恐縮なんですけれども、なかなか細かいダイヤまで出し難いというのが実態のところでございます。

今御指摘をいただいたとおり、我々は３週間前にバス停に時刻を張り出すという形で最終案、これでやりますということをお示しをするわけですけれども、これは法定では１週間前に出しなさいということになっておりますが、確かに委員御指摘のとおり、１週間前ではさすがに厳しいだろうということで、これは我々の作業も随分繰上げをして３週間前にお示しをさせていただいているということでございます。

ただ、冒頭にもおっしゃっていただいたのかもしれませんけれども、路線見直しに伴うものについて、おおむねのボリューム感というのはお示しをしないと、例えば、路線はあるんだけれども１日２本ですわというのが直前に出るというのは、さすがにこれは不誠実だというふうに思いますので、おおむねの規模感をお示しをするという形で、具体的な時刻については、やはり我々のほうにも作業する、あるいは調整をする猶予を与えていただきたいということを重ねて御理解をお願い申し上げます。

○**委員**（朝倉えつ子）　私たち会派は、減便・廃止には賛成できません。先ほども120系統の話出ましたけど、ひよどりでは、それがなくなったら87系統で行ってくれと言うんですけど、今の87系の始発７時台の後半に乗ったって間に合わないんですよ。学校も仕事も。そういう状況があるので、本当に減便・廃止そのものに反対をする立場ですけれども、やっぱり10月以降も意見を聞くというのであれば、大変かもしれませんけど、ダイヤも含めてもうちょっと頑張っていただいて、示していただければというふうに求めておきます。

○**副委員長**（前田あきら）　すみません、お昼を過ぎてますがもうしばらくよろしくお願いをいたします。

先ほど来からありました交通局案を示してから有益な要望等が、情報等があれば、成案に反映させていくという話でございました。８月から須磨区のエリアの路線で大幅な路線の見直し、今回行われたんですけども、こういったような、いわゆる交通局案を出してから、地域や議会などの質疑を受けて変更した点というのは、今御紹介できますでしょうか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　今回、８月に須磨エリア、実施をさせていただきましたけれども、須磨エリアに関して、見直し案をお示ししてから具体的に手を入れさせていただいたというところは、大きなところではございませんでした。

ただ、ダイヤについて、例えば、小学校の方々の登下校の時間がここに集中するんだというような情報は我々も把握をしに行ったというところもありますし、そういうお声もいただいたということで、路線そのものに関して、経営効率が上がるでありますとか、あるいはお客様がさらに増えるといったような情報に関しての反映というのはございませんでしたけれども、そういった具体的なダイヤに関して、工夫をさせていただいたということはございます。

過去には、兵庫・長田エリアの見直しの際に、例えば、新長田駅から西市民病院への足の確保というのは必要だと、こういう御意見を頂戴して、見直し案から成案に至るまでの間に１つ工夫をさせていただいた。あるいは東灘・灘の見直しの際にも、これは実施の結果的に後になっておりますけれども、地域の方からのお声、あるいはそういった私たちも一緒にやるというようなこともお声かけをいただいて、停留所の新設をさせていただいたといったような事例がございます。

○**副委員長**（前田あきら）　ありがとうございます。

交通局案から、意見をいただいて、成案に一部反映した、ダイヤの部分に反映した。須磨区で言えば、御紹介いただいているのは、先ほどお話があった西須磨小学校とか高取中学校の登下校の時間帯について、一定配慮、調整をしたという、ダイヤ調整を行ったということと、たしか88系統ですか、多井畑東エリアの停留所について、朝のダイヤで地元のほうからも御意見があって調整していただいたというふうに、交通局案が出た以降もいろいろ引き続いて住民の要望に沿うようにダイヤの調整も含めて引き続きやるというスタンスですので、過去の例もよく見て、今回、議会からもかなり意見が出ていますので、来年４月に計画している案については、ぜひ検討をしっかりしていただきたいというふうに思います。

その点で、８月の大幅な須磨区のエリアの見直し、ダイヤ発表されたのは３週間前だったと思うんですけれども、発表されて以降、地元や利用者からどういった御意見とかが今来ていますでしょうか。規模感も含めて教えてください。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　規模感というふうに御質問をいただきました。現状、この須磨エリアに関しまして、お示しをしてから、まさに交通局案をお示しをして、８月末の時点で御意見としては263件頂戴をしているということでございます。その中で、少し頂戴しておりますのは、板宿、あるいは新長田といったようなところで乗継ぎということをお願いするというケースが今回発生をしておるわけですけれども、この乗継ぎに関して、少しまだ分かりにくいなというようなことでありましたり、待ち時間が生じるケースがあるねというようなこと。あるいは、これはまさに９月に入りまして、通学の時間帯に引き続き妙法寺では一定の御利用があるといったようなことを頂戴しておりますけれども、具体的に足元で直ちに対応をさせていただかなければいけないというような水準の御意見は今のところ頂戴をしていないというふうに認識をしてござ

います。

○**副委員長**（前田あきら）　できたら、本当は住民自治会にこういう案にしますと説明して、最後、意見も聞いて、成案したので、こうなったんですけど、住民の皆さんどんな御意見ですかというのを本当は改めて聞いていただくということが、交通局と各地域の自治会さんとか地域の方との信頼関係が醸成するんじゃないかなと本来は思うんですけど、聞いて、成案して、発表したらもう後はお電話くださいというのはちょっといかがなものかなと思います。私いろいろ自治会の方聞くと、多井畑南の地域からでは、行きは名谷まで行けるけど帰りが帰って来れなくなったということで、自治会さんから御意見聞いてますよということがやっぱり出てきていると。帰る時間が大分苦労して、駅で大分待たなければならなくなったというような苦情も聞いています。

先ほど副局長からお話あった妙法寺の件なんですよね。今、９月からとおっしゃったんですけれども、８月のときは特に75系統を、学校が始まってから増便するというか、減便したままで動かしていたと思うんですけれども、夏休みといえども結構やっぱり夏期講習で行ってはる方もたくさんいて、８月でも、私、駅に立っていたらかなり混雑してるなと思って、今日も朝、妙法寺駅見てきたんですけど、かなりの混雑でして、あそこいろんな高校生がそれぞれの路線を使われるので、75系統のほうの並びと星城高校へ行く並びと73系の並びで３つの大きな管がぐっとできて――かつて混雑したときに、一度整理員さん置いていただいていたと思うんです。だけどあれがもう今年の何月だったかな、廃止されて以降、その時々の並んでいる方の気分によって、その日によって並ぶ列が変わるんですよ。駅のほうに行ってみたり、駅の外にぐっと並んでみたりみたいな感じで、やっぱり今日も大体学生さんだったら制服で見たらこの路線かなというのを、今日も星城高校どこかなと言うてはりましたけど、分からない状態が続いていて、特にその路線を利用される一般の方だとほんまに分からなくなってきてて、せめてちょっと、あそこも今日もめちゃくちゃ混雑してるんですよ、一度見に行っていただきたいと思うんですけれども、現場の声も聞いていただいて、整理員も含めてちょっと調整が必要だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○**児玉交通局副局長兼自動車部長**　私ども、本庁の市バス経営課の職員も定期的に観察をしに参っているというところでございます。大変恐縮です。毎朝ではないんですけれども、かなりの頻度で見に行ってございます。今、副委員長から御指摘をいただいたような混雑しているというところが課題だというふうに思っておりますので、どういったことが御案内としてできるのか、どういったことが必要なのかということはしっかりと、現場の状況も日々変わるということも今御指摘を頂戴いたしました。75系統について、このたびのダイヤから少し工夫をして、全区間を走り切るんではなくて、途中で折り返して戻ってきて、さらにもう１便走るというような、そんな工夫もしてございますので、これの効果も含めてしっかりと状況を見てまいりたいというふうに考えてございます。

○**副委員長**（前田あきら）　全体としてはやっぱり混雑してるだけじゃなくて、最終的には一番後ろの方にいた方が乗れなくなって、間に合わなくなって、学校のほうに走っていくと。そのあおりを食って、そのバスに乗りたかった学生以外の方も諦めてタクシーのほうに歩いていく方というのもやっぱり散見するので、せっかく切符を買っていただいた、場合によっては定期を買っていただいている方が、結局御利用できないまま歩かれるというのは、公共交通のサービスとしてもいかがなものだと思うので、そこはよく見ていただいて、必要に応じて回復・増便もぜひ検討をしていただきたいということを要望して、駅の混雑について、ぜひもう１度何回か見ていただ

いて、整理、ちょっと前みたいな学生さんがいいのかちょっと分かりませんけれども、ちょっと検討、今、線は床に引いていただいてるんですけど、これもほぼ見えなくなってきていますので、そこもちょっと検討していただきたいと思います。

最後に、地下鉄の駅のいろんなモルタル劣化で落下が今年になって続いているかと思うんですけど、これについて具体的な総合的な対策というのは取られないんでしょうか。

○**繁田交通局高速鉄道部長**　昨年度末から今年度初めにかけて、モルタルの剝落がちょっと連続して起こりました。これについては、我々非常に深刻な状態だというふうにまず認識しております。剝落するたびに、周辺の調査はもとより、同じ構造の部分を一斉に点検・対処していっております。今現在、剝落した状況と同じような構造のところにつきましては、近接目視といいまして、専用の車でトンネルの上まで上がりまして、確認しております。そして、怪しいところは全部たたき落としております。これを一応全部終わりました。今後、ますます老朽化というのが進んでいきますので、今後どういった対策が必要なのか。限られた時間、限られた予算の中でどうやっていくのか。これを考えていかなきゃいけないと考えております。

そういった観点から、まずはこれからの短期的な計画及び長期的な計画、計画立案に入っていきたいと思います。何より緊急に対応しなければいけない部分については緊急に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**副委員長**（前田あきら）　危ない部分をたたき落として、それでいいかどうかちょっと私、技術的によく分からないんですけど、それを終えられたというのが何月なんですかね。直近でいうと８月にまた２回ほど落ちたかと思うんですけど、たたき落とした後にまだ事故が起こっているのか、事故後、たたき落として今はもう事実上、見る範囲ではもう落ちるところがないんですよという認識なんですか。

○**繁田交通局高速鉄道部長**　４月頃に連続して起こったものにつきましては、５月末までに全てたたき落として、安全な状態に持っていっております。８月に剝落したところはこれまでとは違う場所で起こったところで、同じ構造のものではなかったので、そこについては、その周辺について対応したところでございます。いずれにしても安全ということで考えております。

以上です。

○**副委員長**（前田あきら）　すみません、だから４月、５月の部分についての想定されるところはばあっと落としたんだけど、８月に起こったようなところは想定していなかったところなので、そこについては、８月に起こったようなところと同じような場所とか、まだ想定してないような場所というのは当然まだ事故が起こり得るということですかね。

○**繁田交通局高速鉄道部長**　８月に起こったときとその状況を見ますと、そこの部分に特異的な状況じゃなかったのかなと考えております。ということで、今現在、全線の目視点検というのは全てやっております。当該部分の全線の目視点検というのは全てやっていますので、ひとまず目視点検でもって安全が確保できているというふうに今現在判断しております。

○**副委員長**（前田あきら）　何度もすみません。目視点検というのは、行った後に８月の事故が起こったのか、８月の事故が起こって、またさらに全線点検をしたんですか。

○**繁田交通局高速鉄道部長**　８月の事故が起こってから、当該部分と同じ構造の部分の点検を行っております。

○**副委員長**（前田あきら）　分かりました。ちょっといずれにしてもまた、深刻に捉えていただい

ていて、今後、長期的な対応もしていただくということになりますので、何よりも安全第一の公共交通でございますので、ぜひそういった対策についても念入りにやっていただきたいということを要望して終わります。

○**委員長**（大野陽平）　他に御質疑がなければ、交通局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもお疲れさまでした。

なお、委員の皆様におかれましては、交通局が退出するまでしばらくお待ち願います。

（午後０時49分休憩）

（午後０時51分再開）

○**委員長**（大野陽平）　それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第20号議案令和８年度神戸市一般会計補正予算のうち、都市局関係分についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　それでは、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、第64号議案神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事に関する工事委託協定に係る変更の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りをいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長**（大野陽平）　挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、第65号議案ＪＲ三ノ宮新駅ビル南側広場空間の整備に関する基本協定締結の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りをいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長**（大野陽平）　挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、第66号議案税関線横断デッキの整備に関する基本協定に係る変更の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りをいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○**委員長**（大野陽平）　挙手多数であります。

よって、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

次に、第67号議案（仮称）からと中央住宅４号棟建設工事請負契約締結の件についていかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長**（大野陽平）　それでは、本件は原案を承認することに決定をいたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○**委員長**（大野陽平）　本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後０時53分閉会）